

Deloitte.

注:本資料はDeloitte Development LLC.が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。



保険

会計および財務報告アップデート

2018年1月24日

本資料に掲載されているのは一般的な情報のみであり、デロイトは、本資料により会計、ビジネス、金融、投資、法務、税務またはその他の専門的助言もしくはサービスを提供するものではありません。本資料はかかる専門的アドバイスまたはサービスに代替するものではなく、また貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定もしくは行為の基礎として利用されるべきではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。

デロイトは、本資料に依拠した利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします

本書において、「デロイト」とは、Deloitte LLP とは別個の子会社である Deloitte & Touche LLP, Deloitte Consulting LLP, Deloitte Tax LLP および Deloitte Financial Advisory Services LLP のことを指します。法的構成の詳細についてはwww.deloitte.com/us/aboutをご覧ください。保証業務を提供しているクライアントに対しては、規則や規制に基づき、特定のサービスを提供できない場合があります。

Copyright © 2018 Deloitte Development LLC. All rights reserved.

(日本語について)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Risk Services Co., Ltd.

目次

序文	iv
謝辞および連絡先	v
はじめに	vi
ガイダンスのアップデート	1
短期保険契約	2
長期保険契約	4
金融商品	8
リース	25
収益認識	29
事業結合	32
従業員株式ベースド支払に関する会計処理の改善	36
制限付預金	39
付録	40
付録A — 2017年に発効した会計基準の要約	41
付録B — FASBのプロジェクトの現在の状況	44
付録C — 基準書その他の公表物の一覧	46
付録D — 略語	50

序文

2018年1月24日

保険セクターにおけるデロイトのクライアント、保険業界の皆様へ

2018年1月版のデロイトの「[保険:会計および財務報告に関するアップデート](#)」をお届けできることを喜ばしく思います。本出版物において考察されているトピックは、保険会社にとって特に興味深いと思われるものが選定されています。

本出版物の前号の発行後に生じた注目すべき基準設定の進展には、(1)長期保険契約の会計処理における限定的な改善案の継続審議、(2)ヘッジ会計における限定的な改善の公表、がありました。

本出版物の「[ガイダンスのアップデート](#)」セクションでは、保険会社が今から準備を始める必要のある会計および報告基準の変更を取り上げます。また、本2018年1月版には、次の付録も含まれています。(1)2017暦年に発効した特定のASUを一覧にした付録A、(2)特定の進行中のFASBの基準設定プロジェクトの現状と次のステップを要約した付録B、(3)本出版物で言及した基準書およびその他の公表物の題名を一覧にした付録C、(4)使用した略語を定義する付録Dです。

加えて、銀行・証券、資産運用、および、不動産・建設セクターの年次の会計および財務報告のアップデートも、[米国GAAP Plus](#)および[Deloitte Accounting Research Tool](#)からご覧頂けます。

詳細情報やご支援について、貴社担当のデロイト・オフィスにお問い合わせ頂けると幸いです。

敬具



Rick Sojkowski
Insurance Industry
Professional Practice Director
Deloitte & Touche LLP



Robert Tucker
National Insurance
Professional Audit Leader
Deloitte & Touche LLP

謝辞および連絡先

本出版物に貢献してくれた次の方々に謝意を表します。

Teri Asarito
James Barker
Mark Bolton
David Brown
Ashley Carpenter
Emily Childs
Sandy Cluzet
Mark Crowley

Amy Davidson
Jamie Davis
Geri Driscoll
David Eisenberg
Casey Fersch
David Frangione
Emily Hache
Chase Hodges

Jonathan Howard
Sandie Kim
Brittanie Lehman
Michael Lorenzo
Jake Manning
Kenjiro Matsuo
Morgan Miles
Adrian Mills

Jeanine Pagliaro
Shahid Shah
Lindsey Simpson
Curt Weller
Hayley Wilden
Andrew Winters

本出版物に関して、何かご質問等ございましたら、次のデロイト業界専門家までご連絡ください。

Rick Sojkowski

Insurance Industry
Professional Practice Director
+1 860 725 3094
rsojkowski@deloitte.com

Robert Tucker

National Insurance Professional
Audit Leader
+1 203 708 4888
rotucker@deloitte.com

Kenny Smith

Vice Chairman
U.S. Financial Services Leader
+1 415 783 6148
kesmith@deloitte.com

Susan Freshour

Financial Services Industry
Professional Practice Director
+1 212 436 4814
sfreshour@deloitte.com

はじめに

昨年は、多くの好機と課題がありました。保険会社は、この10年で最も強固な財務基盤を築き2017年を迎えたことにより、新たな商品・サービスの開発や新市場への参入に目を向けることができました。しかし、こうした好機には大きな障害が伴います。例えば、保険会社は、サイバー犯罪の高まるリスク、消費者行動の大幅な変化、多数の気象関連の大災害の対応に引き続き追われています。これらの課題に加え、規制当局は、保険セクターに広範な影響を与える基準設定を引き続き重視しています。変わりゆく市場をうまく舵取りするためには、保険会社はこれまで以上に機動的に対応する必要があります。

経済成長

2017年、米国では経済成長がみられましたが、保険会社にとって、必ずしも収益に直結したわけではありませんでした。連邦準備制度理事会が金利を引き上げたことにより、債券の利率が上昇しましたが、マージンは縮小し、利回りは低いままでした。また、2017年の失業率は着実に低下しましたが、革新と自動化による労働削減が引き続き推進される可能性が高いため、労働者災害補償保険の保険料の長期的な増加につながる見込みはありません。さらに、消費者行動の変化により、保険会社が直近および長期的に米国の経済成長から恩恵をうけるのは難しいといえます。若い世代は、上の世代と同じ割合では、家や車を購入せず、生命保険にも加入しないため、保険会社は従来の市場をターゲットとした戦略を修正する必要があります。

会計上の変更

2017年、FASBIは、長期保険契約を発行する保険会社のために、米国GAAPに基づく会計処理と開示の双方の要求事項を改訂することで、特定の長期保険契約の会計処理を変更するASU案に引き続き取り組んでいます。FASBIは、その限定的な改善案により、より適時かつ有用な情報を財務諸表利用者に提供するとともに、既存の会計モデルの一定の側面を簡素化すると考えています。本出版物の発行日時点では、FASBIは、保険会社および財務諸表利用者からのフィードバックに基づき、本基準案を引き続き審議しており、2018年には最終基準を公表する予定です。

IFRSに関しては、IASBが2017年5月にIFRS第17号を公表しました。保険会社におけるリスク・エクスポージャー、収益性、および財務面での安定について、財務諸表利用者が理解を高める助けとなります。IFRSに基づく保険の会計処理の抜本的な見直しは、長期保険契約の会計処理におけるFASBIの限定的な改善案(現在改訂中)を含め、米国GAAPに基づく会計に関するガイダンスの現行案とは大幅に異なります。

はじめに

また、2017年12月22日、トランプ大統領は、通称、税制改正法案¹(以下、「改正法」と呼ばれる税法に署名しました。ASC第740号のもと、新法の影響は、制定次第、認識されることとなりますが、(連邦法での)制定日は、トランプ大統領が法案に署名し法律として成立させた日になります。したがって、2017年12月22日を含む期中および年次期間において、改正法による税効果を認識する必要があります。詳細については、デロイトの[2018年1月3日](#)付け(最終更新日:2018年1月19日)²および[2018年1月12日](#)付けの*Financial Reporting Alert* newsletters³をご覧ください。

業界の課題や動向の詳細については、デロイトの[2018 Financial Services Outlooks](#)をご覧ください。

¹ H.R. 1/公法115-97「2018年度予算に関する両院一致決議のタイトルIIおよびVIに従い調整を実施する法令」

² 進展があり次第、それを反映した追加更新がされる予定です。

³ 2018年1月18日、FASBは、[ASU案](#)「一定の税効果のその他の包括利益累計額(AOCI)からの振替」を公表しました。本案に対するコメントの期限は、2018年2月2日です。

ガイドランスのアップデート

短期保険契約

FASBIは2015年5月、ASU 2015-09(ASC944に体系化)を公表し、保険会社が発行する短期保険契約について、企業が提供すべき開示の範囲を拡大しました¹。当該ASUは開示のみに焦点を当てており、米国GAAPの短期契約に係る既存の会計モデルを変更するものではありません。本ASUは、公開ビジネス事業体(以下、「PBE」)に関しては、2015年12月15日より後に開始する会計年度、および2016年12月15日より後に開始する会計年度の期中期間から適用されました。その他すべての事業体に関しては、2016年12月15日より後に開始する会計年度、および2017年12月15日より後に開始する会計年度の期中期間から適用されます。

ASU 2015-09の改訂された開示要求事項は、米国GAAPに基づく財務報告にのみ適用されることにご留意ください。当該改訂は、法定会計原則に基づく報告には、影響しません。

主要な規定

ASU2015-09に基づき、短期保険契約を扱う保険会社は、年次で以下の開示を行う必要があります。

- ・ 「発生保険金と支払保険金[および損害調査費(claim adjustment expenses: CAEs)配賦額]の事故年度別ディベロップメントの情報(再保険によるリスク軽減後の純額ベース。通常発生保険金が未確定である年数分(財政状態計算書に表示した直近事業年度を含め最長10年分))。直近報告期間より前の各期間のクレーム・ディベロップメントの開示は、補足情報として取扱われる」。表示した直近報告期間に関して、保険会社は、クレーム・ディベロップメント表に個別に表示されないすべての事故年度に係る未確定の保険金の純額も合算で開示する必要がある。
- ・ クレーム・ディベロップメントの開示と、「直近報告期間で表示している支払備金および損害調査費準備金の帳簿価額合計(保険金未払額のうち再保険による回収可能額を別途開示)」との調整。
- ・ クレーム・ディベロップメント表に表示した各事故年度について、(1)保険金請求件数(実務上不可能な場合を除く)、および、(2)既発生未報告(IBNR)備金に、報告済保険金の予想されるディベロップメントを加算した金額、に関する情報。
- ・ 次の算定方法および当該算定方法の重要な変更に関する説明。(1)IBNR備金および報告済保険金の予想されるディベロップメント、および(2)保険金請求累計件数。
- ・ 医療保険を除くすべての保険金について、クレーム・ディベロップメント表に表示した事故年度に係る発生保険金に対する年間平均保険金支払率(経過年数別、再保険控除後)。

¹ 本ASUの適用範囲は、ASC 944が適用される保険会社に限定されます。

- 支払備金および損害調査費準備金を現在価値で表示している場合の帳簿価額および次を含む割引の影響。(1)負債から控除した割引額合計、(2)各期に認識する利息の計上額、(3)利息の計上を分類した包括利益計算書上の勘定科目²。
- 支払備金および損害調査費準備金の算定に適用した方法と計算仮定の重要な変更に関する情報³。当該変更の理由および当該変更が直近報告期間の財務諸表に与える影響を含む。
- 開示は、「重要でない大量の詳細情報を含めて、特性が著しく異なるものを合算することにより、有用な情報が不明瞭となることのないよう」合算または細分化しなければならない。

加えて、保険会社は、期中および年次の報告時のいずれも以下の開示が求められます。

- 支払備金および損害調査費準備金のロールフォワード。
- 医療保険の支払備金および損害調査費準備金に含まれる、IBNR備金の総額に報告済保険金請求の予想されるディベロップメントを加算した金額。支払備金のロールフォワードの開示とは別途開示するか、その一部として開示するかはのいずれかによる。適度な細分化が必要。

経過措置

ASU2015-09は遡及適用されなければなりません。ただし、規定の一部は当期のみに適用されます。例えば以下のとおりです。

- クレーム・ディベロップメント表および関連する表は、累計の実績を表示するものであるため、比較可能な表を提供する必要はありません。保険会社が、適用開始年度において、クレーム・ディベロップメント表を提供するにあたり必要な情報を実務上入手できない場合には、適用開始年度末から起算して5年より前に発生した特定のカテゴリーのクレーム・ディベロップメント情報については、掲載する必要はありません。その後の各年度において、クレーム・ディベロップメント表への表示が必要な最低年数は少なくとも1年ずつ増加しますが、財政状態計算書に表示する直近報告期間を含め10年または通常発生保険金が未確定である年数を超える必要はありません。
- 保険会社は、支払備金および損害調査費準備金の計算に用いる判断の重要な変更に関する開示要求は、将来に向かって適用することになると考えられます。

さらに、ASU2015-09のもとでは、保険会社はASC 250-10で規定される経過的開示の一部は要求されません。本ASUのBC38項に記載の通り、「FASBは(a)変更の適用方法、(b)会計原則の変更の間接的な影響に関する記述、(c)期中財務諸表を発行する場合には、変更のあった期中期間における変更、および(d)変更のあった年次期間における変更に関する経過的開示は、本ASUの改訂におけるガイダンスが開示のみに関係していることから適用されないとの決定を下しました。」詳細については、デロイトの2015年5月の[Insurance Spotlight](#)をご覧ください。

² ASU2015-09は、短期保険負債を割引くという新たな要求を追加していませんが、現行の米国GAAPおよびSECスタッフ・ガイダンスでは、一定の条件下で短期保険契約負債の割引が認められているため、FASBは、負債の割引に関する開示は、財務諸表利用者にとって有用となると考えています。

³ ASU2015-09に基づくこの開示は年次期間にのみ求められますが、本ASUの「結論の根拠」では、会計上の見積りの変更による影響については、ASC270に基づき、期中財務諸表で開示することが求められるとしています。

実施準備

ASU2015-09の発行後、外貨の変動および保険会社による商品や事業の取得や処分による影響について、本ASUが要求する発生および支払クレーム・ディベロップメント表の開示にどのように反映させるか、導入上の疑問が生じました。2016年11月1日および11月17日開催のAICPAの保険専門委員会(IEP)との会議において、SECスタッフは、このような開示表現に関連した代替案(これらの代替案は、IEPによって以前に提出されていました。)に関する非公式のフィードバックを提供しました。本ガイダンスは、主にSECの提出会社向けでしたが、新たな開示要求事項を適用しており、一つまたはそれ以上の課題に直面しているPBE以外の企業にとっても、本ガイダンスは有用であると考えています。詳細については、デロイトの2016年12月の[Financial Reporting Alert](#)をご覧ください。

長期保険契約

背景

2016年9月、FASBは、特定の長期保険契約に関して、米国GAAPに基づく会計処理および開示のモデルを改訂するASU案を公表しました。FASBによれば、本ASU案が長期保険契約に関する財務報告の以下の領域が改善されます。

- 無配当の伝統的な契約および短期払込契約に係る将来保険給付の保険負債の測定
- 市場リスクを伴う給付の測定および表示
- 繰延契約獲得費用(DAC)の償却
- 表示および開示

本改訂案は、ASC第944号の適用範囲を変更することはありません。したがって、ASC第944号に基づく長期保険契約の会計処理および開示に関するガイダンスの対象である事業体の種類を変更することはありません。

本案に対するコメント(デロイトの[comments](#)を参照)の期限は、2016年12月15日でした。2017年4月に公開ラウンドテーブルが開催され、FASBは2017年8月に再審議を開始しました。再審議での仮決定に合わせて更新された本ASU案の主要な規定については、以下で説明しています。今後の再審議によっては、すべての決定が変わる可能性があります。本ASU案に関するさらなる情報については、デロイトの2016年10月の[Insurance Spotlight](#)をご覧ください。FASBの再審議の概要については、デロイトの2017年8月4日付けおよび2017年11月8日付けのジャーナル・エントリーをご覧ください。FASBは、最終ASUの発効日について、まだ暫定的な結論に達していません。

主要な規定

無配当の伝統的な契約および短期払込契約に係る将来保険給付の保険負債の測定

本改訂案は、無配当の伝統的な契約および短期払込契約に係る将来保険給付の保険負債の測定に関連して、多数の変更を導入することになります。これらの変更は、キャッシュ・フローおよび割引率の計算仮定を更新する頻度、測定に使用する割引率、そして、こうした更新に関する会計処理に影響を及ぼすことになります。

限定的な改善案に基づき、保険会社は、(1)現在、中級の上位にある(クレジット・リスクが低い)債券利回り(今日の市場で、格付Aの証券に相当)に基づき、(2)負債の期間の特徴を反映した割引率を使用して、将来保険給付の保険負債を測定することになります。

割引率の算定において、保険会社は、「関連する観察可能なインプットを最大限に使用し、観察不能なインプットを最小限に使用する」となります。保険会社は、割引率の計算仮定を年次報告期間および期中報告期間（すなわち、PBEの場合は四半期ごと）に更新し、保険負債の測定に、「直接法」を使用して、割引率の計算仮定の変更による影響額をその他の包括利益(OCI)に計上することになります。

保険会社は、将来保険給付の保険負債の測定に使用するキャッシュ・フローの計算仮定を、年に1回（毎年同じ時期に）見直し、必要に応じて更新することになります。しかし、保険会社は、契約開始時の費用の計算仮定を全社的に固定化（ロック・イン）する選択が可能です。（すなわち、保険会社は、契約開始時に使用する費用の計算仮定を固定する選択をした場合、その後のキャッシュ・フローの変更に対して費用の計算仮定を一切更新できないこととなります。ただし、保険会社の費用の計算仮定の選択を問わず、少なくとも年に一回、変更が生じた際には、その他すべてのキャッシュ・フローの計算仮定が更新される必要があります。）また、キャッシュ・フローの計算仮定を早期に改訂する必要があることを示す証拠がある場合には、頻度を上げて（すなわち、期中間に）キャッシュ・フローの計算仮定を更新する必要があります。したがって、限定的な改善案に基づき、保険会社は、通常、これまでの実績を反映させるために、期中間に純保険料率を更新する必要はありません。すなわち、期中に更新する必要があることを示す証拠がない限り、保険会社は、年に一回のみ、純保険料率を更新する必要があるということです。無配当の伝統的な契約および短期払込契約に係る将来保険給付の保険負債を測定する際に保険会社が使用するキャッシュ・フローの計算仮定には、不利な変動に対する安全割増は含まれません。保険負債を測定する際、保険会社は、同一年度に発行された契約を一括りにすることができますが、発行年が異なる契約に関しては、一括りにすることができません。

キャッシュ・フローの計算仮定における更新は、純損益にキャッチアップ・ベースで（すなわち、遡及的に）算出および計上されることとなります。保険会社は、こうした更新により生じた調整を区別して、損益計算書に表示することとなります（これを「キャッチアップ調整」と呼びます）。



Connecting the Dots

キャッシュ・フローの計算仮定への変更による影響額を算定するために、保険会社は、まず、契約開始時における修正後の純保険料率を再算出します。修正後純保険料率は、(1) 予想給付および費用合計額の現在価値（契約獲得費用および発生時に費用計上されるべきコストを除く）の、(2) 予想保険料総額の現在価値、に対する比率として算出されます。保険会社は、契約開始時の割引率を使用して現在価値を算定します。保険会社が修正後純保険料率を算出する際、これまでの実績と将来のキャッシュ・フローの更新後の計算仮定を加味して、予想保険料総額および予想給付・費用を算定することにご留意ください。

その後、保険会社は、(1) 新たな純保険料率を適用して純保険料の修正後見積額を算出し、(2) 報告期間開始時点の将来保険給付の更新後の保険負債を算出し、(3)（保険会社が契約開始時に割引率を使用して算出した）更新後の保険負債と、保険負債の以前の帳簿価額（過去の割引率変更の影響を除外）と比較して、当期の損益に累積的キャッチアップ調整を認識します。その後、保険会社は、修正後純保険料率を使用して、（計算仮定の次回の更新までの）将来保険給付の保険負債を見積計上します。ただし、修正後のキャッシュ・フローの計算仮定が、将来給付および費用の現在価値が将来の保険料総額の現在価値を超過することを示す場合には、純保険料が保険料総額と等しくなるよう、保険会社はこの超過額を当期の純損益に即時に費用認識する必要があります（すなわち、純保険料率は100%を超えることはできません）。それは、この新モデル案では、現行の計算仮定に基づき、純保険料が

保険料総額を超える際にはその保険料不足額の計上が要求されることから、無配当の伝統的な契約および短期払込契約における保険料不足テストが免除されるためです。実績調整が発生した際には、同一報告期間内に認識されることとなります。

直接法に基づく割引率の更新に関して、保険会社は、割引率の変更により生じる、将来保険給付の保険負債におけるいかなる変更も、割引率の更新時に(すなわち、当期に)OCIの調整額として認識することとなります。ただし、保険負債の利息の発生計上率は、契約発行時に有効であった割引率を引き続き使用することとなります。

ユニバーサル・ライフ型保険契約に関しては、損失認識テストは保持されます。FASBの再審議に基づき、損失後に利益をもたらす契約に対して追加負債を見積計上するという考え方は保持される見込みです。

市場リスクを伴う給付

本改訂案は、特定の市場リスクを伴う給付に関して、新たな会計処理を要求しています。FASBは、その再審議において、分離勘定 (Separate account) と一般勘定の両方の非伝統的商品に含まれる契約特性について、新たな市場リスクを伴う給付の会計モデルを適用することをFASBは暫定的に決定しました。具体的には、2017年11月1日に開催されたFASB会議の配布資料に示されているとおり、FASBは、保険会社が次の契約特性について市場リスクを伴う給付を認識すべきであることを暫定的に決定しました。「以下のいずれかにより生じる名目的な資本市場リスク以外のリスクに晒される契約特性:

- a. 資本市場の不利な運用実績から契約者勘定残高(または類似する金額)を保護する契約特性
- b. 資本市場のボラティリティに応じて、契約者勘定残高(または類似する金額)が変動する契約特性」

配布資料には、次のようにも示されています。「市場指数の変動または参照ポートフォリオの価値の変動などの資本市場のボラティリティに応じて、契約特性に関連するキャッシュ・フローが僅少な金額とはいえないほど変動する場合に、契約特性は、保険会社を名目的な資本市場リスク以外のリスクにさらすと推定されます。資本市場リスクには、株価リスク、金利リスク、および為替リスクが含まれます。」

限定的な改善案に基づき、保険会社には、次のことが要求されます。

- 保険会社は、市場リスクを伴う給付⁴を最初に公正価値で測定します。保険会社は、事後の公正価値の変動を当期の損益に認識します。ただし、商品固有の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動はOCIにおいて認識します。
- 保険会社は、個別に(1)市場リスクを伴う給付を財政状態計算書に表示し、(2)市場リスクを伴う給付に関連する公正価値の変動を純損益として表示します。(ただし、商品固有の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の部分については、OCIに計上します。)

⁴ 長期保険契約が市場リスクを伴う給付を複数含む場合、保険会社はこれらの給付を単一の複合的な市場リスクを伴う給付に束ねる必要があります。



Connecting the Dots

FASBの再審議では、関係者のフィードバックに応じるため、市場リスクを伴う給付の会計モデルの範囲が拡大されたため、契約特性が市場リスクを伴う給付として会計処理されるべき場合を定義する新規準は、当初のASU案に含まれていたものと同じレベルで公表されませんでした。FASBおよびそのスタッフは、2017年11月1日に開催されたFASB会議の配布資料で市場リスクを伴う給付の新規準を公表し、さまざまな関係者に直接的なアウトリーチを行い、当該新規準に対するフィードバックを得ようと試みました。保険会社は、(1)自社のさまざまな商品の条件を分析し、(2)限定的な改善案に基づいて市場リスクを伴う給付として会計処理される特性を、それらの条件が含まれているかどうか評価し、(3)修正した規準に関連して、気付いた点について、FASBおよびそのスタッフにフィードバックを行うことが、推奨されています。市場リスクを伴う給付に関するガイダンスが、ユニバーサル・ライフ型保険契約(すなわち、「FAS 97型の保険契約」)に含まれる特性と関連していくことが予想されます。

繰延契約獲得費用

限定的な改善案は、資産計上に適格な契約獲得費用の種類を変更しませんが、繰延契約獲得費用(DAC)の償却の方法および時期を変更します。FASBの再審議において、FASBIは、DACの会計処理を簡素化する目標を再確認しました。しかし、本ASU案で定められている償却方法は、保険会社が保険契約の想定契約期間にわたり規則的(on a constant basis)にDACを償却すべきであるという原則に置き換えられるべきであるとFASBIは暫定的に決定しました。FASBIは、DACは減損テストの対象とすべきではないことも再確認しました。むしろ、DACは、「契約の収益性⁵を考慮せずに、予想を超過した実績に対して償却されるべきである」といいます。したがって、予想外の解約は、DACの償却(Write-off)につながります。

有配当保険契約

本ASU案とは一線を画して、FASBIは、再審議において、有配当保険契約に係る将来保険給付の保険負債の会計処理に関する既存ガイダンスを保持することを暫定的に決定しました。ただし、それでも上記の償却モデル案を当該契約に係るDACに適用する保険会社もあるでしょう。

開示

本改訂案は、(1)将来保険給付の保険負債、および、年金、死亡、または他の保険給付に対する追加負債、(2)契約者勘定残高に対する負債、(3)市場リスクを伴う給付、(4)DAC、(5)販売促進、および(6)分離勘定に関して、期中および年次ともに財務諸表の開示を拡充することを要求しています。また、本改訂案は、特定の勘定について、期首残高から期末残高へのロールフォワードの内訳を表形式で開示し、そうした測定に関する一定の定量的・定性的な開示を保険会社に求めています。

⁵ FASBのスタッフが取り纏めた、2017年11月1日時点のFASBIによる暫定的な決定の概要から引用しています。

経過措置

採択され次第、保険会社は、移行日に(すなわち、開示対象の最も早い期間の期首に)おけるすべての保有契約に対して、将来保険給付の保険負債およびDACの会計処理に係る本改訂案を適用することになります。その際、AOCIからすべての関連する金額を控除調整した、移行日の契約の帳簿価額および更新後の将来の計算仮定を使用します(すなわち、将来に向けた移行アプローチを適用します)。移行日の将来保険給付の保険負債を算定する際、保険会社は以下のことを実施します。

- (1) 将来給付および費用の現在価値から移行日の帳簿価額を控除した金額と、(2) 将来の総保険料の現在価値のそれぞれの見積りを比較して、純保険料率を算出します。
- 契約開始時およびその後の調整の際に割引率の計算仮定を決めるとき、移行日を契約発行日とみなします。
- 純保険料が総保険料を超過する範囲内においてのみ、利益剰余金の期首残高を調整します。

代替的に、保険会社は、契約開始時点の実績調整を用いて本改訂案を遡及的に適用し、利益剰余金の期首残高に対して累積的キャッチアップ調整を計上することを選択できます。最終ASUでは、保険会社がDACおよび将来保険給付の保険負債の両方に同一の移行方法を適用すべきであるとFASBIは暫定的に決定しました。保険会社は、(1)「契約発行年の合算レベル」で移行することを選び、(2)その選択を「当該契約発行年およびその後の発行年におけるすべての契約グループに」適用することになります⁶。

保険会社は、市場リスクを伴う給付に関する本改訂案を、過去のすべての期間に遡及的に適用することになり、測定の計算仮定を定めるにあたり、必要であれば、事後洞察が許容されることになります。

次のステップ

FASBIは、2018年に最終ASUを公表予定です。

金融商品

減損

背景

2016年6月に、FASBIは金融商品の減損に関するガイダンスを改訂するASU 2016-13⁷を発行しました。本ASUは、発生損失ではなく予想損失に基づく減損モデル(現在予想信用損失(CECL)モデルとして知られる)を米国GAAPに加えました。新たなガイダンスのもとでは、事業体は予想信用損失の見積額を引当金として認識します。当該引当金は、(1)関連する資産の償却原価の控除項目(オンバランス・エクスポージャーの場合)、または(2)別個の負債(オフバランス・エクスポージャーの場合)として表示します。つまり、金融商品の全期間にわたる予想信用損失の見積額を開始時(すなわち、初日)に認識することになります。

⁶ 脚注5をご覧ください。

⁷ ASU 2016-13に関する追加情報については、デロイトの2016年6月17日付[Heads Up](#)をご覧ください。

移行リソース・グループ

2015年後半に、FASBは信用損失に関する移行リソース・グループ(TRG)を設置しました。新たな収益認識基準に関するTRGと同様に、信用損失TRGはガイダンスを発行しませんが、潜在的な導入問題に関してFASBにフィードバックを提供しています。このような問題を分析討議することにより、TRGはFASBがさらなる措置(例えば、明確化や追加ガイダンスの発行)を講じる必要があるかどうか決定するのを助けています。

信用損失TRGは、2017年6月12日の会議でASU 2016-13に関する以下のトピックについて討議を行いました。

- CECLモデルにおける実効金利(EIR)の算定
 - 導入上の論点 — 利害関係者は、事業体が予想キャッシュ・フローの割引にあたりCECLのガイダンスに従い割引キャッシュ・フロー(DCF)法を適用する場合、ASC 310-20に基づき利息収益の認識に適用するEIRと同一の利率を用いるべきかについて質問を提示しています。
 - 結果 — TRGは、事業体がCECLのガイダンスに基づきDCF法を適用する場合、期限前償還調整後(prepayment-adjusted)のEIRの適用を会計方針の選択により可能とすべきことについて大筋で合意しました。また、事業体は、この会計方針の選択をASCのマスター用語集で定義されている「金融債権の種類(class of financing receivable)」ごとに行うこと、および当該会計方針の選択の際には期限前償還に関する予想の変化に応じて期限前償還調整後EIRを定期的に見直すことが必要となります。
- ASC 325-40に従い会計処理する受益持分にPCD資産に関するガイダンスを適用する範囲
 - 導入の論点 — 購入または保持する受益持分のうち、(1)ASC 325-40の範囲に含まれ、かつ(2)AFSまたは満期保有に分類されるものについて、ASU 2016-13では、当該受益持分がPCD資産の定義を満たすか、またはその契約上のキャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローとの間に大幅な乖離がある場合には、PCD資産の測定方法と同一の方法で減損引当金を測定する必要があると規定しています。利害関係者は、ASC 325-40の受益持分にPCD資産のガイダンスを適用する範囲について導入上の疑問を有しており、例えば、(1)ASC 325-40-30-1A(a)における「契約上のキャッシュ・フロー」の意味、および(2)期限前償還に関する予想を当該契約上のキャッシュ・フローに含めることの可否について質問を提示しています。
 - 結果 — TRGは、有価証券の契約上のキャッシュ・フローが特定されない場合には原資産の契約上のキャッシュ・フローをルック・スルーすること、および当該証券をPCD資産とみなすべきかの判断に際しては期限前償還に関する見積りを含めることについて大筋で合意しました。また、このアプローチでは信用リスクを適切に分離することで一致しました。さらにTRGは、当初の引当額には信用に関する要素のみを反映させる(期限前償還に関する見積りは反映させない)ことでも大筋で合意しました。
- ASC 310-30に基づく購入信用減損資産プールへの移行ガイダンスの適用
 - 導入の論点 — ASU 2016-13の移行ガイダンスでは、事業体がASC 310-30に従い引き続き貸出金プールの会計処理を行う選択を認める一方、貸出金プールにASC 310-30のガイダンスを継続して適用可能な範囲については明確ではありません。利害関係者は、ASC 310-30の範囲に含まれる購入信用減損資産プールに関する移行ガイダンスの適用に関して導入上の疑問を有しており、例えば(1)ASC 326-10-65-1により移行期に事業体に与えられるFASBが意図する軽減の程度(同ASCは「事業体は、適用時に、貸出金プールをサブトピック310-30に従い引き続き会計処理する選択が認められる。」と規定)、および(2)当該選択が認められるのは移行時のみか、その後の期間でも認められるかについて質問を提示しています。

- **結果** — TRGは、ASC 310-30の移行ガイダンスを適用時、または適用時とその後の期間のいずれの時点で適用するかを会社の方針として選択可能とすることが利害関係者の疑問に答えることになる大筋で確認しています。すなわち、事業体は、既存のプールについてASC 310-30に従い引き続き会計処理することを適用時のみ、または当該ASU適用後も継続して当該処理を維持するかのいずれかの選択肢を有することになります。
- **CECLモデルにおけるTDRの会計処理**
 - **導入上の論点** — ASU 2016-13では、事業体に、合理的に予想される借手に対するTDRを予測し、予想信用損失の見積りに含めることを要求しています。具体的には、ASC 326-20-30-6では、「事業体は、報告日現在、借手に対して[TDR]を行う合理的予想がない限り、期限延長、更新および修正の予想に関して契約期間の延長を行ってはならない。」と規定しています。このガイダンスを前提に、利害関係者は、予想信用損失の見積りに際し考慮すべきTDRの内容(例えば、契約期間の延長、金利減免による譲歩)、当該見積りにあたりTDRを考慮すべき時期および方法、ならびに合理的に予想されるTDRをポートフォリオごとまたは個別の金融資産レベルのいずれかで検討すべきかについて質問を提示しています。
 - **結果** — TRGは、事業体がASU 2016-13に基づき信用損失を見積る際に合理的に予想されるTDRを適切に考慮する方法について、意見が分かれました。このため、FASBスタッフは、後日TDRと予想信用損失の相互関係について追加の分析を実施し、2017年9月6日開催の審議会の会合でFASBに報告を行いました。当該会合において、FASBは、貸手がTDRを認識すべき時期および再編の影響額の測定方法について明確化しました。具体的には、TDRに関するASUのガイダンスの意図は、TDRで与えられた経済的譲歩の認識時期を、TDRが実行される時点(現行の米国GAAPの要求)からTDRが合理的に予想される時点へと早めることにありと申しました。このため、個別の資産につきTDRが合理的に予想されることが明確に識別可能となった時点で、TDRに関するすべての影響を予想信用損失引当金に含めることが必要となります。

また、FASBは、TDRで与えられた経済的譲歩の内容によっては、予想信用損失引当金に経済的譲歩の影響が含まれない場合があることを確認しました。例えば、事業体が予想信用損失引当金を元本のみ損失率アプローチ(principal-only loss rate approach)により測定している場合には、金利減免による譲歩の影響は含まれないことがあります。ASU 2016-13では、事業体にTDRに関するすべての影響を予想信用損失引当金に含めることを要求しているため、FASBは、TDRにDCF法でのみ測定可能な譲歩(例えば、金利または期限に関する譲歩)が含まれる場合には、DCF法を用いる必要があると申しました。

これらの明確化については、[TRG Memo 6A](#)(2017年6月12日開催のTRG会議の要約資料の添付書類)に記載されています。

 - **CECLモデルに基づくクレジットカード債権の存続期間の見積り**
 - **導入上の論点** — ASU 2016-13では、事業体に、金融資産に係る貸倒引当金の算定は、測定日時点で存在する金融資産の予想信用損失に関する経営者の最新の見積りを基に行うことを要求しています。予想信用損失の見積りに使用する方法を問わず、事業体は、金融資産の存続期間にわたり回収(または回収不能)が見込まれる全額を慎重に検討する必要があります。利害関係者は、クレジットカード・ローンの取決めが繰り返される性質を踏まえ、クレジットカード発行者が予想信用損失の見積りを行う際のクレジットカード口座残高の存続期間の算定方法について質問を提示しています。

また、CECLモデルでは、引当金に「無条件に取消可能なローン・コミットメント」に係る予想信用損失を含めることはできません。クレジットカード与信枠は無条件に取消可能であるため、将来の引出に係る予想損失は当該金額が引き出されるまでは発生しないこととなります。このため、一部の利害関係者は、測定日における債権の回収期間をモデル化する際に、事業体は測定日現在で引き出されているコミットメントについてのみ顧客の予想支払額を適用すべきと考えています。すなわち、事業体は、無条件に取消可能な将来の引出に関する影響については考慮せずに、クレジットカード債権の存続期間を見積ることとなります。

- 。 **結果** — TRGは、当該ASUに基づき測定日後に回収が予想される元本支払額の充当を適切に考慮する方法について意見が分かれました。このため、FASBスタッフは、後日追加の分析を実施し、2017年10月4日開催の審議会の会合でFASBに報告を行いました。当該会合において、FASBは、クレジットカード債権の将来の予想支払見込額の算定にあたり事業体が適用し得る2つの方法について議論し、合意しました。当該方法とは、(1)「借手から回収が見込まれる支払額の全額を含める」方法、または(2)「借手から回収が見込まれる支払額の一部のみを含める」方法です⁸。

FASBは、予想信用損失の見積りを行う適切な手法の開発に際して本ASUのもとで事業体が有する柔軟性について議論しました。FASBは、将来支払額の見積りにあたりいずれの手法も適用可能であり、事業体は選択した手法を類似の事実および状況については一貫して適用する必要があることを明確化するとともに、将来支払額の見積りに他の手法も適用可能であることを確認しました。さらにFASBは、事業体が将来予想支払額の見積りに用いる適切な方法の判断は、将来支払額をクレジットカード残高に割り当てる方法の判断とは別であることにも言及しました。

これらの明確化については、[TRG Memo 6B](#) (2017年6月12日開催のTRG会議の要約資料の添付書類)に記載されています。

2017年6月12日開催のTRG会議で議論されたトピックに関するさらなる情報については、[TRG Memo 6](#)およびデロイトの2017年6月[TRG Snapshot](#)をご覧ください。

次のステップ

FASBは、2017年10月4日開催の会合において、TRGに提出された検討すべき追加の質問はないと述べています。

その他の進展

諸当局共同FAQ

2016年6月17日、連邦準備制度理事会、連邦預金保険公社、全国信用組合機構、および通貨監督庁(OCC) (以下総称して「諸当局」という)は、[共同声明](#)を公表しました。これは、ASU 2016-13の要点の要約と、測定手法、ベンダーの利用、ポートフォリオの区分、データの必要性、定性的調整、および引当金プロセスに関する最初の監督的見解を提供するものです。その後、諸当局は、機関や調査官に資するFAQの開発を行っており、今後も定期的に追加または更新後のFAQを公表する予定です。現在のFAQ(最終更新:2017年9月)は、OCCのウェブサイトで見ることが可能です。

⁸ FASBのウェブサイト上の[tentative Board decisions](#)から引用

進行中の議論

業界団体、会計事務所、基準設定主体、および規制当局は、ASU 2016-13の導入に関する論点について議論を進めており、これには(1)潜在的に信用損失がゼロである金融商品の識別、(2)損失回復期間(すなわち、「合理的かつ立証可能な」期間後)に関する適切な貸倒実績情報の判断、(3)独立の保険契約の回収に関する会計処理、および(4)信用損失の見積りに関する後発事象の検討が含まれます。我々は、これらの議論の進捗を引き続きモニターし、最新情報を適宜提供します。

分類および測定

背景

ASU 2016-01は、金融商品の分類および測定に関するガイダンスを改訂しました。当該改訂は以下に関連する変更を含んでいます

- ・ 持分投資の会計処理(持分法で会計処理されるものまたは連結されるものを除く)
- ・ 公正価値オプションが選択されている金融負債に係る商品固有の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の認識
- ・ AFS負債証券に関連する繰延税金資産(DTA)に関する評価性引当金の決定
- ・ 金融資産および金融負債に係る開示要求

PBEについては、新基準は2017年12月15日より後に開始する事業年度(その期中期間を含む)より発効します。その他のすべての事業体については、新基準は2018年12月15日より後に開始する事業年度および2019年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間より発効します。すべての事業体について、当該基準における規定の一部の早期適用が認められます。非PBEは、PBEに係る発効日に従って当該基準を適用することが認められます。ASU 2016-01に関するさらなる情報については、デロイトの2016年1月12日付[Heads Up](#)をご覧ください。

持分投資の分類および測定

当該改訂は、持分投資が持分法で会計処理されているかまたは連結されている場合を除き、事業体が持分証券へのすべての投資を公正価値で計上し、公正価値の変動を、損益を通じて計上することを要求しています。容易に決定可能な公正価値を持たない持分投資については、当該ガイダンスは測定の代替法を認めており、これに基づく持分投資は、(該当する場合)減損損失控除後の原価に、秩序ある取引における観察可能な価格の変動を加減した金額で測定されます。投資会社またはブローカー・ディーラーまたは退職後給付制度である報告事業体は、この測定の代替法を利用することができません。

容易に決定可能な公正価値を持たない持分投資に関する測定の代替法を選択した事業体は、ASC 321-10-35-3に述べられている指標を定性的に考慮することにより持分投資が減損しているかどうかを評価することが要求されます。定性的な評価に基づき持分投資が減損している場合、事業体は帳簿価額が公正価値を超過する金額に相当する減損を計上することを要求されます。事業体はかかる減損が一時的でないものかどうかを評価することを要求されなくなりました。



Connecting the Dots

現行の米国GAAPに基づき、持分法投資として会計処理されない市場性のある持分証券は、(1) 公正価値の変動が損益に認識されるトレーディング目的、または(2) 公正価値の変動がその他の包括利益(OCI)に認識されるAFSのいずれかに分類されます。AFS投資については、公正価値の変動はOCIに累積され、当該投資が売却されるか、または一時的でない減損が発生するまで損益には認識されません。持分法投資以外の市場性のない持分証券に対する投資は、公正価値オプションが選択される場合を除き、取得原価(減損損失控除後)で測定されます。さらに、現行の米国GAAPに基づき、保険会社は、市場性のない持分証券の公正価値の変動をOCIに認識します。新ガイダンスのもとでは、持分証券は、もはやAFSとして会計処理されず、または、保険特有のガイダンスに従ってOCIを通じて会計処理されず、代わりに公正価値の変動を損益に認識することになるため(ただし、市場性のない証券について、測定の代替法を選択する場合を除く)、そのような投資を保有する事業体は利益に大きい変動が生じ得ます。

2018年1月18日に開催されたFASBの会議において、ASU 2016-01に差替えられるASC 944-325-35-1に定めるガイダンスを適用している保険会社は、現在AOCIIに計上されている金額を認識するため、将来に向かった移行アプローチを適用することをFASBは暫定的に決定しました。また、選択された方法は(ASC 944-325-35-1に従って会計処理された)容易に算定しうる公正価値のない持分証券の全体に適用すべきであることをFASBは暫定的に決定しました。FASBは、これらの暫定的な決定およびその他変更を含む最終ASUを2018年2月下旬に公表予定です。(以下の改訂案をご覧ください。)

商品固有の信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動

公正価値オプションが選択されている金融負債(デリバティブ商品を除く)について、当該改訂は、商品固有の信用リスクに関連する公正価値の変動を、事業体がOCIにおいて個別に認識することを要求しています。当該ガイダンスは、公正価値の変動合計のうち基礎的な市場リスク(無リスク金利など)の変動により生じる金額を超過する部分は商品固有の信用リスクに起因している可能性があるとしていますが、同時に事業体が商品固有の信用リスクの決定に用いることのできるその他の手法もあり得ると認めています。

AFS負債証券に関連する繰延税金資産(DTA)に対する評価性引当金

新ガイダンスは、AFSとして分類された負債証券に関連するDTAに対する評価性引当金の必要性の評価に関する実務上の多様性を排除しています。現行の米国GAAPでは、事業体は、他のDTAとは別個に、またはそれらと合算して、のいずれかにより実施することが可能です。新ガイダンスは、事業体が「事業体の他の[DTA]と合算して、[AFS]証券に関連する[DTA]に対する評価性引当金の必要性を評価」しなければならないことを明確化しています。

開示要求の変更

非公開ビジネス事業体について、当該改訂は、償却原価で測定される金融商品の公正価値を開示する要求を廃止していません。加えて、PBEは、かかる金融商品について、(1) 公正価値の見積りに用いた手法および重要な仮定に関連する情報、または(2) 公正価値の見積りに用いた手法および重要な仮定の変更の内容を開示することを要求されません。また当該ガイダンスは、開示の目的においてローンの公正価値の見積りに係る「入口」価格の概念を認めるものと解釈されていたASC 825の要求を廃止することにより、米国GAAPを明確化しています。当該改訂は、PBEがASC 820の出口価格の概念に従って公正価値を開示することを要求しています。加えて、すべての事業体は、(1) 測定カテゴリー(すなわち、償却原価または公正価値—純損益またはOCI)別、および(2) 金融資産の形態(すなわち、有価証券とローン/受取債権)別に分類されたすべての金融資産および金融負債を、財政状態計算書に個別に表示するか、または財務諸表の注記において個別に開示することを要求されます。

改訂案

2017年9月27日、FASBは利害関係者からのフィードバックを受けて、ASU 2016-01のテクニカルな訂正および改善に関するASU案を公表しました。本ASU案に対するコメントの期限は、2017年11月13日でした。

本改訂案では、ASU 2016-01の一部を以下の通り明確化しています。

- **公正価値を容易に決定できない持分証券** — 本ASU案では、持分証券の測定に測定の代替法を選択している事業体が当該選択を変更し、代わりに当該証券を公正価値で測定することを選択できる旨を明確化しています。なお、この選択を行った場合、当該証券と同種のその他の証券にも適用されます。

また、本ASU案では、ASC 321-10-55-9(ASU 2016-01により追加)のガイダンスも明確化しており、当該ガイダンスでは、公正価値を容易に決定できない有価証券に測定の代替法を適用する場合、事業体は観察可能な取引との調整を行い、当該証券の現在の公正価値を反映させる必要があるとしています。具体的には、本ASU案では、観察可能な取引が行われた日(当報告日ではなく)現在の当該証券の公正価値を反映させるように当該調整を行う必要があることを明確化しています。

- **先渡契約および買建オプション** — 本ASU案では、持分証券に係る先渡契約および買建オプションの原証券について観察可能な価格の変動または減損が生じた場合、当該先渡契約および買建オプション全体の公正価値の再測定が必要となることを明確化しています。
- **公正価値オプションにより測定する一定の負債に関する表示の要求** — 本ASU案では、ASC 815-15またはASC 825-10のいずれかに基づき公正価値オプションを選択した場合には、商品固有のリスク(上記セクション「**商品固有の信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動**」を参照)の開示について、ASC 825-10-45-5(ASU 2016-01により追加)のガイダンスの適用が必要となることを明確化しています。
- **外貨建負債の測定のための公正価値オプションの選択** — 本ASU案では、事業体が機能通貨以外の通貨建ての金融負債の測定に公正価値オプションを選択する場合、(1)当該負債の公正価値の変動額のうち商品固有の信用リスクの変動に起因する部分を、当該金融負債の公正価値の変動合計額と別個に表示する際に、まず当該信用リスクの変動に起因する部分を当該機能通貨以外の通貨で測定し、(2)次に、当該負債の公正価値の変動額の両部分を期間末の直物レートにより機能通貨建てに再測定する必要があることを明確化しています。
- **公正価値を容易に決定できない持分証券に関する移行ガイダンス** — ASU 2016-01では、公正価値を容易に決定できない持分証券に関する本改訂は、将来に向かって適用されなければならないとしています。本ASU案では、このASU 2016-01の将来に向かって適用するアプローチは、公正価値を容易に決定できない持分証券のうち測定の代替法を選択したものについてのみ適用すべき旨を明確化しています。

ヘッジ

背景

2017年8月28日に、FASBは、ASC 815のヘッジ会計の認識および表示に関する要求を改訂するASU 2017-12を発行しました。本ASUの発行におけるFASBの目的は、(1)事業体のヘッジ関係に係る財務報告をリスク管理活動に一層整合させることにより、財務諸表利用者に伝達する当該リスク管理活動に関する情報の透明性および理解可能性を高めること、(2)財務諸表作成者のヘッジ会計の複雑性を低減し、適用の簡素化を図ることにあります。

本ASUは、PBEについては、2018年12月15日より後に開始する事業年度およびその期中期間より発効します。その他のすべての事業体については、本ASUは、2019年12月15日より後に開始する事業年度および2020年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間より発効します。

事業体は、本ASU発行後の期中期間および年次期間において、この新ガイダンスを早期適用することが認められます。本ガイダンスを期中期間に早期適用する事業体は、当該期中期間を含む事業年度の期首現在で移行時調整を計上しなければなりません。

ASU 2017-12に関するさらなる情報については、デロイトの2017年8月30日付 [Heads Up](#) をご参照ください。

ヘッジ会計モデルの主な変更

ASU 2017-12は、ヘッジ会計モデルに複数の改善を行っており、これには以下に概略を示すものが含まれます。

毎期ヘッジ非有効部分を区分して認識するという概念の廃止

ASU 2017-12は、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび純投資ヘッジに関して毎期ヘッジ非有効部分を区分して認識するという概念を廃止します(ただし、公正価値ヘッジの経済的非有効部分は、当期の損益に引き続き計上することになります)。FASBは、ヘッジ関係の有効部分と非有効部分の両方の影響額を同一の会計期間に同一の損益計算書科目⁹に計上することを事業体に要求することで、事業体のリスク管理活動および財務諸表に対するその影響について、財務諸表利用者に対する透明性を高めると考えています。

この論拠に基づき、ヘッジ関係の有効性の評価から除外されるヘッジ手段の公正価値の変動部分であってもヘッジ関係の一部とみなされ、ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目に認識しなければなりません(純投資ヘッジの有効性の評価から除外される金額を除きます)。しかしながら、ASU 2017-12におけるガイダンスの基礎を形成したASU案と異なり、FASBは、キャッシュ・フロー・ヘッジにおける「実現しなかった予想(missed forecast)」に関して表示を規定する必要はないと決定しました。したがって、ヘッジ対象の予定取引が発生しない可能性が高いと最終的に判断した事業体は、当該ヘッジ関係に関して、その他の包括利益累計額(AOCI)から振り替えた金額を予定取引による影響を受けたであろう科目と同一の損益計算書科目に計上することは要求されません。

ヘッジ有効性の評価から除外する構成要素

ASU 2017-12は、事業体がヘッジ有効性の評価からオプションの時間価値またはその一部およびフォワード・ポイントを除外することを引き続き認めています。本ASUはまた、事業体がヘッジ有効性の評価からクロスレンジ・ベース・スプレッドに起因する通貨スワップの公正価値の変動の部分も除外することも認めています。

公正価値、キャッシュ・フローおよび純投資ヘッジの除外した構成要素について、本ASUに基づく基本の認識モデルは償却アプローチです。事業体は除外した構成要素の公正価値の変動を当期の損益に計上することを選択できますが、そのような選択は類似するヘッジに一貫して適用する必要があります。

⁹ ヘッジ手段の公正価値の変動は、ヘッジ対象の価値変動が複数の損益計算書科目に影響する場合に、複数の損益計算書科目に表示される可能性があることにご留意ください。

本ASUの償却アプローチに基づき、事業体は、ヘッジ有効性の評価から除外した構成要素の当初価値を「規則正しくかつ合理的な方法(systematic and rational method)」を用いてヘッジ手段の存続期間にわたり損益への修正として認識します。各会計期間において、事業体は、(1)除外した構成要素の公正価値の変動と、(2)規則正しくかつ合理的な方法で損益に認識した金額との差額をOCI(または、純投資ヘッジについてはOCIの累積的換算調整(CTA)の部分)に認識します。

ヘッジ手段およびヘッジ対象の公正価値の変動

以下の表は、ASU 2017-12において更新されたヘッジ会計および表示モデルのもとでのヘッジ手段および関連するヘッジ対象に関する認識および表示の要求を要約しています。

	ヘッジ有効性の評価に 含めるヘッジ手段の 構成要素		ヘッジ有効性の評価から 除外するヘッジ手段の 構成要素		ヘッジ対象
	公正価値の 変動を 当初計上する 場所	ヘッジ対象が 損益に影響を 与えるとき	規則正しく かつ合理的な 償却方法	時価評価 アプローチ	
公正価値ヘッジ					
認識	損益計算書	該当なし	当初価値の償却 －損益計算書	損益計算書	
			除外した構成要素の公正価値の変動と、規則正しくかつ合理的な方法で損益に認識した金額との差額をOCIに計上		ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動は全額、ヘッジ対象の帳簿価額の修正として当期の利益／損失に計上する
表示	ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目	該当なし	ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目	ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目	

(表のつづき)

	ヘッジ有効性の評価に 含めるヘッジ手段の 構成要素		ヘッジ有効性の評価から 除外するヘッジ手段の 構成要素		ヘッジ対象
	公正価値の 変動を 当初計上する 場所	ヘッジ対象が 損益に影響を 与えるとき	規則正しく かつ合理的な 償却方法	時価評価 アプローチ	
キャッシュ・フロー・ヘッジ					
認識	OCI	損益計算書	当初価値の償却 －損益計算書	損益計算書	
			除外した構成要素の公正価値の変動と、規則正しくかつ合理的な方法で損益に認識した金額との差額をOCIに計上		ヘッジ対象が損益に影響を与えるとときにAOCIから金額を振替、ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目に表示する
表示	OCI/AOCI (貸借対照表)	ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目(実現しなかった予想について、損益計算書の表示は規定されていない)	ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目	ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目	

(表のつづき)

	ヘッジ有効性の評価に 含めるヘッジ手段の 構成要素		ヘッジ有効性の評価から 除外するヘッジ手段の 構成要素		ヘッジ対象
	公正価値の 変動を 当初計上する 場所	ヘッジ対象が 損益に影響を 与えるとき	規則正しく かつ合理的な 償却方法	時価評価 アプローチ	
純投資ヘッジ					
認識	OCI(CTA)	損益計算書	当初価値の償却 －損益計算書	損益計算書	ヘッジ対象の純投資が損益に影響を与えるとき(すなわち、売却または清算時)、CTAから金額を振替、純投資の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目(例えば、投資の売却に係る損益)に表示する
表示	OCI/AOCI (CTA)	ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目(例えば、投資の売却に係る損益)	損益計算書の表示は規定されていない	損益計算書の表示は規定されていない	

ヘッジ有効性の評価および文書化に関する要求—ヘッジ有効性の定量的評価対定性的評価

ASU 2017-12は、ヘッジ有効性について、(金額相殺テストまたは回帰分析等の統計的手法のいずれかを使用して)当初の将来に向かっての定量的評価の実施を事業体に要求しています。ただし、ヘッジ関係が、ヘッジが完全に有効であるとの推定が認められる実務的簡便法(例えば、ショートカット法やクリティカル・ターム・マッチ法など)のいずれかの適用要件を満たす場合を除きます。事業体は、この当初の将来に向かっての評価を、ヘッジの指定後、通常は、四半期ごとのヘッジ有効性の最初の評価日まで、ヘッジ開始時に入手可能な情報を使用して完了することができます。

さらに、(1)事業体によるヘッジ関係の当初の将来に向かっての定量的評価が極めて有効に相殺することを示し、かつ(2)事業体がヘッジ開始時に「その後の期間において定性的に高い有効性が見込まれることを合理的に裏付ける」ことができる場合に、その後の遡及的および将来に向かっての定性的な有効性評価の実施を選択することができます。

これを実施するために、ヘッジ開始時に作成するヘッジの文書化において、事業体は、(1)定性的評価をどのように実施する予定かを特定し、(2)ヘッジ関係の変更の事実および状況の変化に基づき、その後の定量的評価が必要であると判断した場合に、事業体は使用する代替的な定量的評価の方法を文書化しなければなりません。事業体はヘッジごとにこの選択を行うことが可能です。

定性的評価の実施を最初に選択した後、事業体は、「財務諸表または損益を報告する都度、および最低でも3カ月ごとに、ヘッジ関係に関連する事実および状況が」事業体が定性的評価を実施できることを引き続き裏付けることを「確認し文書化し」なければなりません。継続的な定性的評価の実施を裏付ける十分な基礎がなくなると判断する場合には、事業体は、当初のヘッジの文書化において特定した方法を用いて定量的に有効性を評価しなければなりません。将来の報告期間において、当初の定量的評価において使用したのと同じ要素に基づいて定性的評価の実施を裏付けることができる場合に、事業体は定性的評価に戻ることが可能です。

ショートカット法およびクリティカル・ターム・マッチ法

ASU 2017-12は、ショートカット法とクリティカル・ターム・マッチ法のいずれも引き続き維持しており、またこれらの手法の適用に関して新たな緩和を行っています。本ASUに基づき、ヘッジ関係がショートカットの規準を満たさなくなると判断する事業体は、以下の両方を示すことができる場合に、その後ロング・ホール法を用いてヘッジ関係を会計処理する(そして、当初のヘッジ関係の指定を解除する義務を回避する)ことが可能です。

- a. ヘッジ関係の存続期間にショートカット法が適切でない、または適切でなくなった場合に、[事業体が]...ヘッジ有効性を評価し、ヘッジの結果を測定するのどの定量的方法を用いるかについてヘッジ開始時に文書化していた。
- b. ショートカット法の規準を満たさなくなった期間にヘッジ対象リスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動の相殺を達成する上で、ヘッジ関係が避及的および将来に向かって極めて有効であった。

規準(a)が満たされない場合、ヘッジ関係はショートカット法の規準が満たされなくなった期間およびその後のすべての期間において無効となります。そうでない場合(規準(a)が満たされている場合)、ヘッジ関係は規準(b)が満たされないすべての期間において無効となります。

さらに、ASU 2017-12は、ショートカット法の規準の一部を更新し、金利リスクの一部期間の公正価値ヘッジがショートカット法に適切であるとしています。

ASU 2017-12はまた、事業体の能力を拡大し、予定取引のグループのキャッシュ・フロー・ヘッジにクリティカル・ターム・マッチ法を適用できるとしています。他のすべてのクリティカル・ターム・マッチ法の規準が満たされれば、「当該予定取引のグループの発生とデリバティブの満期が同一の31日間または会計月内である場合に」これらのヘッジはクリティカル・ターム・マッチ法に適切となります。

金利リスクのヘッジ

ASU 2017-12は、変動金利金融商品についてベンチマーク金利の概念を削除していますが、固定金利金融商品についてはこれを維持しています。認識した変動金利金融商品および変動金利金融商品の予定発行または購入について、本ASUでは、金利リスクを「合意において契約上特定された金利の変動に起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動リスク」として定義しています。したがって、例えば、特定のプライム・レート・インデックスを指標とする変動金利債券に関連した金利リスクのヘッジにおいて、事業体は、契約上特定されたプライム・レート・インデックスの変動に起因するキャッシュ・フローの変動性をヘッジすることができます。金利リスクの公正価値ヘッジは引き続き、特定のベンチマーク金利の変動に関連する公正価値の変動をヘッジします。本ASUは、許容される米国のベンチマーク金利の一覧に米国証券業金融市場協会(SIFMA)のミニシパル・スワップ・レートも追加しています。

金利リスクの公正価値ヘッジに対するその他の的を絞った改善

ASU 2017-12は、金利リスクの公正価値ヘッジの会計処理を簡素化し、その会計処理が事業体のリスク管理活動をよりよく反映するよう数々の改善を行っています。

ベンチマーク金利要素のキャッシュ・フローを使用したヘッジ対象の公正価値の変動の測定

ASU 2017-12の適用前において、事業体は、ベンチマーク金利の変動に起因するヘッジ対象の公正価値の変動を決定する際に契約上の利息のキャッシュ・フロー総額を使用しなければなりません。しかし、ASU 2017-12は、(1)契約上の利息のキャッシュ・フローキャッシュ・フロー総額、または(2)ヘッジ開始時に決定したベンチマーク金利要素に関連するキャッシュ・フローのいずれかを使用して、金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象の公正価値の変動を算定することを事業体に認めています。

測定にベンチマーク金利要素のキャッシュ・フローのみを使用できることに伴い、事業体は、信用スプレッドに関連する経済的非有効部分を認識しないことでヘッジ会計の損益への正味影響額を減らすことが可能となります。

期限前償還条項付金融商品の公正価値の測定

償還可能債券等の期限前償還条項付金融商品について、ASU 2017-12は、金利リスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動を算定する際に、事業体が「ベンチマーク金利の変動が約定満期前にヘッジ対象を清算する決定にいかに関与するかについてのみ考慮することができる」と述べています。つまり、ヘッジ対象の帳簿価額を修正する際に、事業体は、ヘッジ有効性の評価時に考慮したのと同じ要素を考慮することになります。本ASUの適用前において、事業体がヘッジ対象リスクとして金利リスクのみを指定していたとしても、債務者が約定満期前にヘッジ対象を清算することにつながりうるすべての要素(例えば、金利、信用スプレッドまたは他の要素の変動)を考慮することを事業体に要求する方向に実務が展開してきました。本ASUは、ヘッジ有効性を評価する際に事業体が清算の決定に影響を及ぼしうるベンチマーク金利の変動以外の要素を無視することを認めており、ヘッジ関係が「極めて有効である」という基準を満たすことをより容易にしています。

例えば、(1)償還可能債券の金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ有効性を評価し、(2)ベンチマーク金利の変動に起因する償還可能債券の公正価値の変動を測定する際、事業体は、(信用リスクまたは他の要素の変動ではなく)ベンチマーク金利の変動が当該債券を期限前償還する債務者の決定にどのように影響を与えるかのみを考慮することができます。

金利リスクの一部期間のヘッジ

ASU 2017-12はまた、ヘッジ対象の金融商品の一部期間についてのみ金利リスクの公正価値ヘッジの実施を希望する事業体に緩和を行っています。このような一部期間のエクスポージャーのヘッジの実施は、適用前のガイダンスのもとでは一般的に不可能でした。これは、ヘッジ対象の元本の返済とヘッジ手段のデリバティブの満期日とのタイミングの相違により、ヘッジ対象エクスポージャーの公正価値の変動を相殺するにあたり極めて有効なヘッジ手段のデリバティブを見つけることが困難であったためです。

本ASUのもとで、事業体は、ベンチマーク金利の変動に起因するヘッジ対象の公正価値の変動を、「ヘッジ対象の最初のキャッシュ・フローが発生し始めるときに開始し、ヘッジ対象の最後のキャッシュ・フローの支払期日が到来するときに終了する想定期間を用いて」測定することができます。また、ヘッジ対象の想定満期日は、ヘッジ対象の最後のキャッシュ・フローの支払期日が到来する日であるため、元本の支払は特定された一部期間の終了時に発生することが想定されます。

ラスト・オブ・レイヤー法

当初提案後、ヘッジ会計改善プロジェクトに関して受け取った関係者のフィードバックに対応するため、FASBIは、事業体が測定時に期限前償還リスクまたは信用リスクを検討する必要なしに期限前償還条項付資産のクローズド・ポートフォリオに公正価値ヘッジを適用することを可能とするラスト・オブ・レイヤー法をASU 2017-12に追加しました。事業体はまた、期限前償還条項付金融商品のポートフォリオにより担保された1つ以上の受益持分(例えば、モーゲージ担保証券)に同法を適用することもできます。

ラスト・オブ・レイヤー法のもとで、事業体は、金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象として、「期限前償還、デフォルトならびにキャッシュ・フローの時期および金額に影響を及ぼす他の要因による影響を受ける」とは事業体が予想していない1つ以上の資産の所定の金額(「ラスト・オブ・レイヤー」)を指定することができます。この指定は、上記の一部期間のヘッジの選択と同時に生じます。

この指定を裏付けるため、当初のヘッジの文書化には、一部期間のヘッジの選択において文書化した、ヘッジ対象の想定満期日現在でヘッジ対象(すなわち、ラスト・オブ・レイヤー)が残存しているという見込みを裏付ける分析を事業体を実施したという証拠を含める必要があります。この分析は、クローズド・ポートフォリオの(または、受益持分については原資産の)キャッシュ・フローの時期および金額に影響を及ぼす要素(例えば、期限前償還およびデフォルト)に関する事業体の現在の見込みを反映しなければなりません。ただし、ASU 2017-12は、期限前償還またはデフォルト等の発生する事象の影響を、ヘッジ対象(ラスト・オブ・レイヤー)の指定の一部でないクローズド・ポートフォリオまたは受益持分の部分が最初に受けると想定することを事業体に認めています。

その後のヘッジ有効性の各評価日において、事業体は、ヘッジ対象(すなわち、ラスト・オブ・レイヤー)が想定満期日に残存しているという見込みを裏付ける分析を作成し文書化し続けなければなりません。更新後の分析は、期限前償還、デフォルトまたはキャッシュ・フローの時期および金額に影響を及ぼす他の要素のレベルに関する現在の見込みを反映し、ヘッジ開始時に使用したのと同じ方法を用いなければなりません。また、各報告日において、事業体は、他の公正価値ヘッジと同様に、ヘッジ対象リスク(例えば、金利リスク)の変動に起因するヘッジ対象に係る損益に関して、ヘッジ対象の基準額を修正します。



Connecting the Dots

ラスト・オブ・レイヤー法を用いたヘッジ会計により生じるベース・アジャストメントの配分方法を検討する際、事業体は、他の会計処理上の要求の適用との間で生じる可能性のある相互作用を考慮する必要があります。例えば、ラスト・オブ・レイヤー法でヘッジされているクローズド・ポートフォリオの資産の帳簿価額の修正は、信用損失を集合的に見積る金融資産の複数のプールに影響を与えることがあります。そのようなプールの特定は、事業体がASU 2016-13を適用する際により重要な論点になることがあります。

ヘッジ有効性の評価日にヘッジ対象のラスト・オブ・レイヤー全体が想定満期日に残存すると見込めなくなったと結論する事業体は、最低でも、残存すると見込めないヘッジ対象のラスト・オブ・レイヤーの部分のヘッジ会計を中止しなければなりません。さらに事業体は、ヘッジ対象のラスト・オブ・レイヤーが、期限前償還条項付資産のクローズド・ポートフォリオまたは期限前償還条項付資産に対する1つ以上の受益持分の残高を現在超過していると判断した評価日にヘッジ関係全体を中止しなければなりません。全部または一部のヘッジの中止はまた、事業体が過去のヘッジ会計から生じた残存するベース・アジャストメント(またはその一部)を規則正しくかつ合理的な方法でクローズド・ポートフォリオの各資産に配分しなければならないトリガーとなります。この配分額は、米国GAAPに基づき、「各資産に関連する他のディスカウントまたはプレミアムの償却と同じ」

期間にわたり償却しなければなりません。ただし、ラスト・オブ・レイヤー法は、テインティング閾値を組み込んでいないため、ラスト・オブ・レイヤーのヘッジ会計を中止しなければならない事業体は、将来において類似するヘッジ関係を指定することを禁止されません。

非金融資産の構成要素をヘッジ対象として指定する能力

ASU 2017-12の適用前において、事業体が非金融資産に関連したリスク・エクスポージャーをキャッシュ・フロー・ヘッジしたと考えた場合に、ヘッジ対象リスクとして指定できたのは、(1)購入価格もしくは売却価格のすべての変動、または(2)外国為替相場の変動、のいずれかに起因するキャッシュ・フローの変動リスクのみでした。一方で、金融商品のキャッシュ・フロー・ヘッジの場合は、事業体はヘッジ対象リスクとして、キャッシュ・フローの全体的変動のリスクまたは1つ以上の個別のリスクのいずれかを指定することができました。

ASU 2017-12のもとでは、事業体は、「契約上特定された構成要素の変動に起因するキャッシュ・フローの変動性のリスク」を、非金融資産の予定購入または予定売却のヘッジにおいて、ヘッジ対象リスクとして指定することが可能となります。本ASUにおいて、契約上特定された構成要素とは、「非金融資産を購入または売却する契約において参照することが明示された指数または価格であって、事業体自身の事業のみを参照して算定または測定される指数または価格以外のもの」であると定義されています。審議会は、事業体が非金融資産の購入または売却について構成要素ヘッジを行うことを可能とすることにより、リスク管理活動を財務報告によりよく反映することとなり、事業体が多数の仕入先から受け入れ、または多数の拠点へ引き渡すコモディティに関連するキャッシュ・フローの変動性のヘッジをより容易に行うことが可能になると考えています。本ASUはまた、事業体が両種類の項目に係るキャッシュ・フローの変動全体の構成要素をヘッジすることを認めることにより、金融項目および非金融項目のヘッジ・モデルの対称性をさらに高めることとなります。



Connecting the Dots

審議会は、ASU 2017-12において、契約上特定された構成要素を含むことができる契約の性質および様式に関して追加のガイダンスを提供しないとしました。しかしながら、ASC 815-20-55-26Aには、「非金融資産が購入または売却される価格を裏付けるために、当該構成要素を参照することが契約に明示されている場合には、契約上特定された構成要素の定義は充足されると考えられる。」と記載されています。

非金融資産の購入または売却に関して、契約上特定された構成要素の変動に起因するキャッシュ・フローの変動性を、事業体がヘッジ対象リスクとして指定するかどうかの決定は、以下のとおり契約の内容に左右されます。

- 契約が全体としてデリバティブに該当する場合に、事業体が通常の購入および通常の売却の範囲の例外を適用する時は、事業体は当該契約に係る契約上特定された構成要素をすべてヘッジ対象リスクとして指定することができます(通常の購入および通常の売却の範囲の例外を適用しない場合は、契約上特定された構成要素の指定を行うことはできません)。
- 契約が全体としてデリバティブに該当しない場合、事業体は主契約に残存する契約上特定された構成要素(すなわち、組込デリバティブを区分処理した後)をすべてヘッジ対象リスクとして指定することができます。

さらに、ASU 2017-12は、上記の通り指定された規準が、将来の契約において充足され、かつ、その他すべてのキャッシュ・フロー・ヘッジの要求が充足される場合には、事業体が(1)契約期間を超える期間にわたり、または、(2)非金融資産を売却または購入する契約が未だ存在しない場合に、契約上特定された構成要素のヘッジを指定することを認めています。事業体は、契約を実行する際には、上記の通り指定された規準を再評価し、契約上特定された構成要素がヘッジ対象リスクとしての指定に引き続き適格であるかどうかを決定します。

契約の実行時に、契約上特定された構成要素に変動がある(例えば、ヘッジ文書に特定されたコモディティのグレードが実行された契約で特定されたものと異なっている)場合であっても、事業体は、自動的にヘッジ関係を指定解除することを要求されるわけではありませんが、変更後のヘッジ対象リスクに起因するキャッシュ・フローの相殺を達成するために、ヘッジ関係の有効性が引き続き高いことを実証し、ヘッジ会計の継続が正当であることを示さなければなりません。



Connecting the Dots

ASU 2017-12の改訂において、ヘッジ対象リスクの指定の変更に関する本ガイダンスは、非金融項目のヘッジに限定されていません。したがって、例えば事業体は、金融項目のキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、(1)ヘッジ関係の存続期間中に指定されたヘッジ対象リスクが変更される場合(例えば、予定取引に係るヘッジ文書に特定された金利指標と最終的な取引において参照される指標が異なる場合)、および、(2)変更後のヘッジ対象リスクに起因するキャッシュ・フローの相殺を達成するために、ヘッジ手段が引き続き高い有効性を有するとの結論を事業体が下すことができる場合には、引き続きヘッジ会計を適用することが認められます。

開示要求

ASU 2017-12は、ASC 815の一定の開示例を更新しています。さらに、開示要求をヘッジ会計モデルの更新と整合させるために、本ASUは、事業体にヘッジの非有効部分の金額の開示を求める要求を削除しています。さらに、事業体は、今後は以下に関して表形式の開示を行わなければなりません。

- (1)公正価値ヘッジまたはキャッシュ・フロー・ヘッジにより影響を受ける収益および費用の各科目に関する財務業績計算書上の報告金額の合計、および、(2)これらの科目に対するヘッジの影響の両方。
- 公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象として指定され、かつ適格である項目の帳簿価額および累積的ベース・アジャストメント。当該開示の一部として、事業体は、ラスト・オブ・レイヤー法に基づき指定したヘッジ関係についての詳細も開示しなければならない。この詳細には、(1)クローズド・ポートフォリオの(受益持分の)償却原価基準額、(2)指定されたラスト・オブ・レイヤーの金額、および、(3)ラスト・オブ・レイヤーの関連するベース・アジャストメントが含まれる。

これらの開示は、財政状態計算書および財務業績計算書が表示される、各年次および期中報告期間に関して行うことが要求されます。

経過措置

事業体は、ASU 2017-12のガイダンスの適用に当たり、適用日現在の既存のヘッジ関係¹⁰に対して修正遡及アプローチを適用します。このアプローチでは、キャッシュ・フロー・ヘッジまたは純投資ヘッジを行う事業体は、(1)ヘッジ開始以降のヘッジ手段の公正価値の累積的変動額を表す調整額により、AOCIに対する累積的影響額の調整を行い(新たな会計モデルのもとでは損益に認識されていたであろう金額を控除する)、(2)対応する金額により、適用日時点で直近の表示期間における期首の利益剰余金に対して調整を行うこととなります。

適用日後に終了するすべての期中および事業年度において、事業体は将来に向かって、(1)ヘッジ手段の公正価値のすべての変動額を、ヘッジ対象が損益に影響を与えるときに、ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目に表示(当該ASUにおいて表示が規定されていない純投資ヘッジの有効性評価から除外する金額を除く)し、(2)新しいガイダンスによって要求される改訂後の開示を行う必要があります。

¹⁰ 「ヘッジ手段が、期間満了、売却、解約、または行使されておらず」、適用日現在で事業体によって指定解除されていないヘッジ関係を意味します。

さらに、ASU 2017-12は、事業体が一定の1回限りの移行時の選択を行うことを認めています。ASU 2017-12が提供する1回限りの移行時の選択、および当該選択の適用期限の詳細については、デロイトの2017年8月30日付 [Heads Up](#)をご覧ください。



Connecting the Dots

本ASUの規定の早期適用を検討している事業体は、本ASUの会計および開示の要求を確実に遵守するために、適切な財務報告に係る内部統制を構築していることを確認する必要があります。事業体はさらに、適用後の特定期間内にいずれの移行時の選択をするかを決定する必要があるため、これらの選択について事前に検討する必要があります。さらに、類似するヘッジの有効性について類似する方法により評価することを事業体に求めるASC 815の全般的な要求は、除外する構成要素の識別を含めて、当該ASCの適用後に締結されるヘッジ関係に適用されます。そのため、事業体が本ASUを適用する際には、将来においてヘッジ関係の有効性を評価するのに望ましい方法を決定することが重要となります。

債権—返金不要な手数料およびその他のコスト

ASU 2017-08の背景および主要な規定

2017年3月、FASBは、プレミアム価格で購入し保有する一定の償還可能債券の償却期間を修正し、当該期間を最も早いコール日までに短縮する [ASU 2017-08](#) を発行しました。

ASC 310-20の現行のガイダンスのもとでは、事業体は償還可能債券のプレミアムを、一般に当該金融商品の契約期間(満期日までの期間)にわたり、利回りの調整として償却しています。したがって、事業体は元本の期限前償還を考慮していないため、プレミアム価格で購入し保有する償還可能債券につき債務者が期限前償還を行使する際には、未償却プレミアムは損益に損失として計上されます。

改訂後は、一定の購入された償還可能債券のプレミアムを、当該プレミアムがどのように生成されるかにかかわらず(例えば、繰延取得コスト(DAC)および公正価値ヘッジの累積的調整額により、償還可能債券の償却原価基準額は額面金額を超えて増加します)、最初のコール日までに償却することが事業体に要求されます。したがって、事業体は、プレミアム価格で購入し保有する償還可能債券につき債務者が期限前償還を行使する際、今後は損益に損失を認識することがなくなります。



Connecting the Dots

ASU 2017-08のもとでは、事業体が債務証券の額面金額を上回るコール価格までプレミアムを償却した場合に(例えば、債務証券は最初のコール日には額面金額に対してプレミアム価格で期限前償還できるので)、債務証券が最初のコール日に期限前償還されない時は、事業体は債務証券の支払条件を使用して利回りを再設定する必要があります。当該証券に将来のコール日が追加的に設定されている場合、事業体は、償却原価の基礎が次回のコール日に発行体によって償還される金額を上回るかどうかを検討する必要があります。償却原価基準額が償還可能金額を上回ると事業体が判断する場合、事業体はその超過額を次回のコール日までに償却する必要があります。

範囲

ASU 2017-08の適用範囲にある購入された償還可能債券は、予め決定された日に固定価格で行使できる、明示的で非偶発的な期限前償還の特性を含むものです。本ASUは、事業体がASC 310-20-35-26に基づき期限前償還額を見積ることを選択できるかどうかに影響しないので、改訂後のガイダンスは、(1)購入された償還可能債券にASC 310-20-35-26を適用し、(2)期限前償還額を利息法により見積る事業体には影響を及ぼしません。

さらに、ASU 2017-08は、以下のものには適用されません。

- 債務証券の定義に合致しないローンおよびその他の金融債権
- ディスカウント価格で購入し保有する債務証券(ディスカウントは当該金融商品の満期までの契約期間にわたり利回りの調整として引き続き償却される)
- プレミアム価格で購入し保有する債務証券のうち、コール日またはコール価格が事前に知らされていないもの。これには、期限前償還の特性を備えた債務証券で期限前償還日が事前に決定されていないもの(すなわち、即時に期限前償還できる金融商品)が含まれる。その結果、以下のプレミアム価格で購入し保有する債務証券は、本ASUの適用範囲から除かれる。
 - 公正価値で期限前償還できる債務証券
 - 将来の利払額の現在価値に基づく補償条項を反映した金額で期限前償還できる債務証券
 - モーゲージ担保証券など、資産担保債務証券(この場合の早期返済は、発行体による債務証券自体を期限前償還する決定ではなく、証券化の裏付資産の期限前償還に基づく)
- プレミアム価格で購入し保有する、条件付で期限前償還できる債務証券

発効日および経過措置

ASU 2017-08は、PBEについては、2018年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)より発効します。その他のすべての事業体については、本基準は、2019年12月15日より後に開始する事業年度および2020年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間より発効します。早期適用は、期中期間での適用を含めて、すべての事業体に認められます。事業体が期中期間にASU 2017-08を早期適用する場合、その調整はすべて、当該期中期間を含む事業年度の期首現在で反映されなければなりません。

本ASUの適用に当たっては、事業体は修正遡及アプローチを適用して、適用期間の期首現在の利益剰余金に対して累積的影響の調整額を認識しなければなりません。事業体はまた、適用期間において会計原則の変更に関する開示を行うことが要求されます。

リース

背景

FASBは2016年2月に、リース会計のASUに関する新たな基準ASU 2016-02(ASC842を体系化)を発行しました。昨年出版物で説明したように、新たなリース基準を発行する主な目的は、借手によるオペレーティング・リースのオフ・バランス・シートの取扱いに対処することです。基準の借手のモデルは、短期リース¹¹(すなわち、リース期間が12カ月未満のリース)を除く実質的にすべてのリースをオンバランスする使用権(ROU)資産アプローチを適用することを借手に要求しています。本アプローチのもとでは、借手は(キャピタル・リースに関する現行のアプローチに類似する方法で)リース期間における原資産の使用権を表すROU資産および対応するリース負債を計上します。

新たなリース基準の展開は、FASBとIASBとのコンバージェンス・プロジェクトとして始まりました。本プロジェクトはコンバージェンスに対する取組みであり、両審議会は共同討議を実施しましたが、両審議会のそれぞれのリース基準の間にはいくつかの顕著な差異が存在します¹²。

¹¹ 借り手が短期リースを貸借対象表上で会計処理しない会計方針を選択していることを前提とします。

¹² IASBは、2016年1月にIFRS第16号「リース」を発行しました。

最も重要な差異の一つはリースの分類に関連するものです。FASBの基準のもとでは、事業体はリースをオペレーティング・リースまたはファイナンス・リースのいずれかとして分類することができます。しかしながら、IASBの基準のもとでは、事業体はすべてのリースをファイナンス・リースとして分類することになります。



Connecting the Dots

ASU 2016-02は、リースを「対価と交換に、一定期間にわたり、特定された有形固定資産(特定された資産)の使用を支配する権利を引き渡す契約または契約の一部」として定義しています。この定義は簡潔に見えますが、リースの完全な母集団を識別するには判断が極めて重要になります。一見では、ある契約はリースに関する従来の理解に合致しないように見える可能性があります(例えば、特定の建物のリース)。

しかしながら、事業体はこれらの契約を評価し、当該契約全体または一部が有形固定資産の使用権を引き渡しているか否かを判定しなければなりません。ASU 2016-02のもとでは大部分のリースは「オンバランスで」認識されるため、例えば、サービス契約において、誤ってリースを識別しない財務諸表上の影響はASC 840によるものよりもはるかに重要になります。

リースと非リースの構成部分

リースの借手と貸手は、リース契約をリース部分と非リース部分(提供されるサービスなど)に区分し、取引価格の合計を各リース部分に配分する必要があります。貸手は、新たな収益認識基準におけるガイダンスに従って、この配分を行うことになります。他方借手は、(観察可能な単独価格を用いるか、価格が観察可能でない場合は、単独価格の見積りを用いることにより)単独価格の比率に基づいてこの配分を行います。ただし、ASU 2016-02は、「実務的簡便法として、借手は、原資産別の会計方針の選択として、非リース部分をリース部分から分離せずに、それぞれ別個のリース部分と当該リース部分に関連する非リース部分を単一のリース部分として会計処理することを選択できる」としています。2017年11月29日に開催されたFASBの会議において、FASBは、新たなリース基準の特定の側面を改訂することを暫定的に決定しました。これは、一定の条件を満たす場合は、貸手がリース部分と非リース部分を分離しないことを選択できる可能性があることを明確化するためです¹³。暫定的な変更のさらなる議論については、デロイトの2017年12月5日付の *Heads Up* をご覧ください。ただし、該当する場合、貸手は別の米国GAAPに基づく表示および開示の要求事項(例:ASU 2014-09)を検討する必要があります。



Connecting the Dots

財またはサービスの移転

ある金額をリースの構成部分として識別した場合、その金額はROU資産および負債の測定に含められます。ある活動を別個の非リース部分とすべきかどうかを評価する際、事業体は、その活動によって別個の財またはサービスが借手に移転するかどうかを検討しなければなりません。例えば、メンテナンスサービス(共有スペースのメンテナンスサービスなど)と、消費するのは借手だが貸手が料金を負担する公共サービスは、それぞれ別個の非リース部分になります。これは、仮に財またはサービスが借手に移転していなければ借手はこれらのサービスに関して、別個の契約を締結しなければならないためです。しかし、固定資産税や保険の支払いについては、別個の財またはサービスが借手に移転しないため、リース部分の一部であるとみなされる可能性が高いです。

¹³ この暫定的な決定は、2018年1月5日にFASBが公表したASU案(リース(トピック842):限定的な改善)に含まれていました。本案に対するコメント募集期限は、2018年2月5日です。

初期直接費用

リースの借手は、ROU資産の計算に、リースに伴う初期直接費用を含めることとなります。また、貸手は、引き続き、現行の要求事項に従って初期直接費用を会計処理することとなります。しかしながら、新基準に基づく初期直接費用の定義はより限定的で、リースの締結に伴う増分費用について、当該リースが取得されなければ事業体が負担することはなかったであろう当該増分費用のみが含まれます。この定義は、新たな収益認識基準(ASU 2014-09)における増分費用の定義と整合性がとれた内容となっています。したがって、リースを取得するための手数料や既存の賃借人への支払いなどの費用は、初期直接費用とみなされます。反対に、配分された内部費用やリース契約の交渉・締結にかかる費用(例: 法務アドバイスや税務アドバイスを得るために支払った専門家報酬)などは、この定義に該当しないこととなります。

借手の会計処理

両審議会は、借手がリース開始時にROU資産とそれに対応するリース負債を計上すべきであるという点では一致しているものの、借手の事後の会計処理に関しては異なるアプローチを支持しています。FASBは、現行のIAS第17号におけるリースの分類規準に類似した規準を使用して借手がリースを分類する、二重モデル・アプローチを選択しました。IAS第17号のもとでは、現行の米国GAAPのような「明確な線引き」(例えば、ASC第 840号で示されている「公正価値の90%」によるテスト)は存在しません。ファイナンス・リースとみなされるリース(現在のキャピタル・リースの多くは、ファイナンス・リースに適格になると見込まれています)に対しては、借手は、ファイナンス購入契約と類似の方法でリースを会計処理することとなります。すなわち、借手は支払利息およびROU資産の償却を認識することになり、一般的に、リースの初期期間により多くの費用を計上することとなります。オペレーティング・リースとみなされるリース(現在のオペレーティング・リースの多くは、引き続きオペレーティング・リースに適格となる見込まれています)に対しては、借手はリース費用総額を定額で認識することとなります。リースの両方のタイプに関して、借手は、原資産に対する持分に係るROU資産および対応するリース負債を認識することとなります。



Connecting the Dots

このリース会計に関するガイダンス案により、現在は不動産リースをオペレーティング・リースとして会計処理している保険会社は著しい影響を受ける可能性があります。借手は、かかる契約を財政状態計算書に計上しなければなりません。二重分類モデルは、「オン」または「オフ」バランスシートの取り扱いではなく、むしろ対応する費用およびキャッシュ・フローの特徴付けを促すものです。

歴史的にみて、多くの大手保険会社は、リースを財務諸表上では重要でないと考えてきたかもしれませんが、ASC第840号に基づくオペレーティング・リースの測定とASC第842号に基づくオペレーティング・リースの測定との間の顕著な差異の結果として変わっていく可能性があります。

貸手の会計処理

両審議会は、関係者のフィードバックについて検討し、現行の貸手の会計処理モデルに重要な変更を加えないことを決定しました。むしろ両審議会は、ASC 840およびIAS第17号の現行のキャピタル・リースおよびオペレーティング・リースのモデルと類似のアプローチを採用することに合意しました。しかしながらFASBは、米国GAAPの分類要求をIAS第17号の規準に整合させる決定を行いました。加えてFASBは、現行のセールスタイプ・リースに類似するリースについて、契約が新たな収益認識ガイダンス(ASC 606)のもとで売却として適格となったであろう場合においてのみ、貸手が取引に係る利益を計上することを認める決定を行いました。



Connecting the Dots

保険会社は、運用収益を得るためにレバレッジド・リース契約に投資する場合があります。レバレッジド・リース契約に関するFASBの決定により、保険会社は、最終ガイダンスの採択後の新たなレバレッジド・リース契約については、レバレッジド・リースに特別に認められていた会計処理を適用することができなくなります。代わりに、レバレッジド・リースを2つの別個の契約として会計処理することが要求されます。

リースにおけるオプション

従前のリース会計のガイダンスのもとでは、事業体は期間更新オプション、購入オプションおよび解約オプションを行使する予定であるかどうかを評価するよう要求されています。しかし、リースの分類の変更が生じる場合を除き、そのようなオプション行使の予定に関する結論が関連するリースの会計処理に著しい影響を与えることは通常ありません。他方、新リース基準のもとでは、リース期間に関する結論および購入または解約オプションの行使に関連するすべての支払は、貸借対照表におけるリース負債の測定に伴い財務諸表により重要な影響を与える可能性があります。借手がオプションを行使することが「合理的に確実」である場合、そのオプション行使により生じる影響はリース負債の測定に含まれます。



Connecting the Dots

ASU 2016-02の導入時には、重要な判断が要求され、リース（組込リースなど）の母集団の全体の識別に関連する領域において特に、内部統制を詳細に検討する必要があります。従前のGAAPに基づきそのような結論のレビューをあまり重視してこなかった事業体は、これら主要な領域における適切な結論を支える適切なプロセスおよび統制を確実に確立しなければなりません。

発効日および経過措置

ASU 2016-02は、PBEについては、2018年12月15日より後に開始する事業年度（その期中期間を含む）より発効します。その他のすべての事業体については、当基準は、2019年12月15日より後に開始する年次期間およびそれ以降の期中期間より発効します。早期適用は認められます。

2017年11月29日に開催されたFASBの会議において、FASBは、ASU 2016-02を改訂することを暫定的に決定しました。これにより、事業体は、移行時に比較可能な期間を再表示しないことが選択可能となります。本改訂案により、事実上、事業体は、初度適用した日を適用した期間の期首に変更することが可能となります¹⁴。移行軽減案に関する詳細については、デロイトの2017年12月5日付けの[Heads Up](#)をご覧ください。

借手および貸手は、既存のリースに対して修正遡及移行法を用いるよう要求されています。したがって、借手および貸手は、財務諸表で表示される最も早い年度に新会計モデルを適用することになります。

導入に関するさらなる考慮事項の議論については、当基準の基礎的でテクニカルな要素に対応するデロイトの2016年3月1日付[Heads Up](#)（2016年7月12日更新）、および当基準に関するFAQに対応する2017年4月25日付の[Heads Up](#)をご覧ください。

¹⁴ 脚注13をご覧ください。

収益認識

背景

2014年5月、FASBはASU 2014-09(主にASC 606において体系化)を発行しました。本基準は、事業体が顧客との契約から生じる収益の会計処理に使用するための単一の包括的モデルを概括しており、業界固有のガイダンス(例えばASC 360-20およびASC 970-605の一部のセクション)を含む直近の収益認識ガイダンスを廃止しています。発行されたASU 2014-09についての追加情報は、デロイトの[A Roadmap to Applying the New Revenue Recognition Standard](#)をご覧ください。

FASBがASU 2014-09の要求の適用に関連して表明された懸念に対応して、審議会は2016年に、ASUの新たな収益認識ガイダンスを改訂し、収益に関するSECスタッフ・ガイダンスの一部を削除する以下の5つのASUを発行しました。

- [ASU 2016-08](#) — 本ASUは、3者以上の当事者を含む契約において自身が本人であるかそれとも代理人であるかを事業体が評価する方法に関連した論点に対処するものです。
- [ASU 2016-10](#) — 本ASUの改訂は、事業体による特定の履行義務の識別に関するガイダンスを明確化するものです。
- [ASU 2016-11](#) — 本ASUは、事業体によるASU 2014-09の適用時に、発生問題専門委員会(EITF)の2016年3月3日の会合においてSECスタッフが行ったアナウンスメントに基づき、コーディフィケーションにおける一部のSECスタッフのガイダンスを削除しています。
- [ASU 2016-12](#) — ASUは、狭い範囲の改善と実務的簡便法を提供しています。
- [ASU 2016-20](#) — ASUは、ASU 2014-09の特定の局面に対するテクニカルな訂正(すなわち、軽微な変更および改善)を行っています。

2017年、審議会は引き続き新収益認識ガイダンスに関連する改訂(下記のASUにおけるものを含む)を発行しました。

- [ASU 2017-03](#) — 本ASUは、EITFの2016年9月22日および2016年11月17日の会合においてSECスタッフが行ったアナウンスメントに基づき、コーディフィケーションにおける一部のSECスタッフのガイダンスを改訂するものであり、ASU 2014-09、ASU 2016-02および 2016-13の適用が財務諸表に与える影響を合理的に見積ることができない場合にSEC登録会社がSABトピック11.MIにおけるガイダンスを適用する際に提供する予定の「追加的な定性的開示」に対応しています。2016年9月22日の会合において、SECスタッフは、登録会社が新収益基準、新リース基準または新信用損失基準を適用する影響を合理的に見積ることができない場合に、登録会社は財務諸表に対する影響の重要性について追加的な定性的開示を提供することを検討すべきであると示唆しました。SECスタッフは当該開示が下記の説明を含むことを期待しています。
 - 登録会社がASU適用時に選択する予定の会計方針の影響
 - 当該方針が登録会社の現行の会計方針とどのように異なり得るか
 - 登録会社の導入プロセスの状況および未対応の重要な導入事項の内容

SECスタッフはまた、新基準適用の影響に関する登録会社の開示のボリュームは適用日が近づくにつれて増加すると予想していると述べました。追加情報については、デロイトの[2016年9月](#)および [2016年11月](#)のEITF Snapshot ニュースレターおよび2017年版の[SEC コメント・レター— インダストリー・インサイト](#)をご参照ください。

新収益基準の強制適用日が近づくにつれて、SECスタッフのメンバーは何度となく、SAB 74 (SABトピック11.MIにおいて体系化)に準拠した経過期間の開示を投資家に提供する重要性を強調してきました。当該開示では、選択された移行方法だけでなく、予想される新収益基準の財務諸表に対する影響についても説明しなければなりません。

- **ASU 2017-05** — FASBは、(1)「実質的な非金融資産」との用語の意味が、審議会による新収益基準がそれを定義していないため不明確であり、かつ(2)非金融資産に係るガイダンスの範囲が混乱を招くような複雑なものであり、部分的売却取引が会計処理されるべき方法または事業体がどのモデルを適用しなければならないかを特定していない、ことを言及する利害関係者からのフィードバックへの対応として、本ASUを発行しました。

念のためですが、事業体は不動産の顧客への売却をASC 606に基づいて会計処理することになります。事業体は不動産の非顧客への売却をASC 610-20に基づいて会計処理することになります。

上記のASUの他に、事業体は下記に含まれるような最近の会計基準およびSECスタッフの活動について認識していなければなりません。

- **2017年7月22日のEITFの会合におけるSECスタッフのアナウンスメント** — SECスタッフは、他の報告事業体の財務諸表または財務情報をSEC提出書類に含めることが要求されている登録会社に対して重要な救済措置を提供しています。具体的には、EITFの会合の**議事録**に報告されているように、SECスタッフは、FASBの新収益基準(ASC 60)および新リース基準(ASC 842)の適用を唯一の目的として、特定のPBEが非PBEの発効日を使用するという選択をすることに反対はしないと発表しました。スタッフのアナウンスメントは、新収益・リース基準の適用について非PBEの発効日を使用できる能力を「財務諸表または財務情報を他の事業体のSECへの提出書類に含めるという要求または含まれていることを除き、その他の点では公開事業体の定義を満たさないであろう」PBEの小集団(以下、「特定PBE」という)に限定されることを明確化しています。

スタッフのアナウンスメントが特定PBEの観点で書かれているのに対し、救済措置の主要な受益者は特定PBEが作成した財務諸表または財務情報を自社の提出書類に含めるSEC提出会社となります。例えば、下記のSECレギュレーションS-X規則に基づく場合です。

- 規則 3-05、「取得されたまたは取得される事業の財務諸表」
- 規則 3-09、「非連結子会社および50パーセント以下を所有されている者の個別財務諸表」
- 規則 3-14、「取得される不動産事業に関する具体的インストラクション」
- 規則 4-08(g)、「非連結子会社および50パーセント以下を所有されている者の要約財務情報」

認められた救済措置に関する追加情報については、デロイトの2017年7月20日付の**Heads Up**をご参照ください。

- **2017年8月18日、SAB 116のリリース** — SAB 116は、ASC 606が「[SAB]トピック13の必要性を削除した」ため、登録会社がASC 606を適用した場合はSABトピック13を適用する必要はないと定めています。さらに、SAB 116はSABトピック11.Aを修正して、「収益項目のもとで表示される運航費差額補助金からの収益は、[ASC]606に基づき会計処理される顧客との契約からの収益とは別に表示されるべきである」ことを明確化しています。SAB 116に関する追加情報については、デロイトの2017年8月22日付の**journal entry**をご参照ください。



Connecting the Dots

ASC944の範囲内にあるすべての契約がASC606の範囲から除外されることを明確化するため、ASU 2016-20はASC606を改訂しています。しかし、保険会社が提供する特定の商品またはその一部（例えば、健康保険制度の運営管理業務限定（Administrative-service-only:ASO）契約または資産管理業務契約）に対して、ASC606に基づく会計処理が必要となることがあります。これは、保険会社が保険の付保なしでASO契約または資産管理業務契約を顧客に提供する場合に必要となります。しかし、これらの商品が保険の付保ありで提供される場合、事業体は、ASC944または他のASCTピックに分離または当初測定ガイダンスが含まれているかを検討する必要があります。したがって、保険会社が新たな収益認識基準を適用する際に重要なことは、契約が部分的または全体的に新基準の適用範囲内にあるかどうかを判断することです。

次の取引に対して、利害関係者から範囲に関する質問がありました。

- 保険商品とサービスの両方を含む契約** — 現状では、損害保険会社および医療保険会社は、通常、免責額の高い（High-deductible）保険契約を扱い、単独契約として保険金支払サービスを含めて、ASC944の保険会計モデルを適用して会計処理しています。また、ASO契約をストップロスカバーと併せて保険引受する保険会社は、通常、2つの別個の契約として処理しています（すなわち、保険会社は、ASO契約をサービス契約として扱い、ストップロスカバーを保険契約として会計処理してします）。ASC606が採択され次第、保険会社は、同様の問題に対処しなければならず、ASC606の適用範囲内にすべてまたは一部の契約が該当するか、またはいずれの契約も該当しないかどうかを判断しなければなりません。

2017年AICPA監査および会計に関するガイド第14章「収益認識」において、AICPAは、このような状況においては「保険会社は、同じ顧客（または当該顧客の関係者）との契約を会計処理の便宜上、結合すべきかどうかを評価する際、経済性および契約の性質（価格設定上の相互依存性など）を考慮すべきである」と示唆する非正式な会計ガイダンスを提示しました。保険会社が、(1)そのような契約は結合すべきであり、また(2)結合された契約における非保険活動は、「保険義務を履行または保険会社の保険リスクを軽減する一環として、主に実施される」と判断した場合、保険会社は、ASC944（すなわち、ASC606は適用外）に基づき、結合された契約を一つの契約として会計処理しなければなりません。そうでなければ、保険会社は、受領した結合対価を保険カバー部分とASC606に該当する非保険履行義務との間で配分するため、ASC606のガイダンスを適用しなければなりません。

- モーゲージ保険契約** — ASC944は、モーゲージ保証保険会社を収益認識の適用除外としているため、コーディフィケーションには現在のところ、モーゲージ保険契約に関する特定のガイダンスはありません。そのため、業界固有の実務が発達することになりました。その結果、ASU 2016-20によって改訂前のASC606が、保険契約を明確にASC606の範囲外とする一方で、ASC944に関わる収益認識の適用除外により、モーゲージ保険契約がASC606に基づいて会計処理されることになるのか明確ではなかったため、現在認められている会計実務が無効とされています。ASU 2016-20のBC13項からBC15項に記載のとおり、ASU 2016-20によりASC944の範囲内のすべての契約を除外するように改訂されたとおり、ASC606の適用除外はモーゲージ保険契約に適用されます（すなわち、モーゲージ保険契約は、ASC606の範囲内とはなりません）。さらに、FASBは、BC15項において、ASUの改訂によるASC606の適用除外が、現行の会計実務を変更させる見込みはないことを示唆しています。

事業結合

上記の問題に加え、AICPAの保険会社収益認識タスクフォースは、業界固有の別の問題について審議を続けています。それには、(1)ASC944の範囲内の保険契約に関連した問題、および(2)ASC606の範囲内の第三者に供与した保証契約に関する会計処理が含まれます。

保険会社が同様に顧客と締結する契約(仲介業務、資産運用、およびその他第三者が提供するサービス等)に関する検討事項については、デロイトの[Banking and Securities — Accounting and Financial Reporting Update](#)および[Investment Management — Accounting and Financial Reporting Update](#)の収益認識のセクションをご覧ください。

発効日および経過措置

利害関係者の懸念の結果として、2015年8月に、FASBはASC606の発効日を延期するASU 2015-14を発行しました。これに従い、新たな収益基準は、PBEについては、2017年12月15日より後に開始する年次報告期間(かかる期間の期中報告期間を含む)より発効します。早期適用は、2016年12月15日より後に開始する年次報告期間(かかる年次期間の期中報告期間を含む)の時点で認められます。

非公開事業体については、新たな収益基準は、2018年12月15日より後に開始する年次報告期間、および2019年12月15日より後に開始する年次報告期間の期中報告期間より発効します。非公開事業体も、以下の時点で当該基準を早期適用することを選択できます。

- 2016年12月15日より後に開始する年次報告期間(期中期間を含む)
- 2016年12月15日より後に開始する年次報告期間、および新基準が最初に適用される年次報告期間の1年後に開始する年次報告期間の期中期間

導入および移行活動

TRG(デロイトの[新たな収益認識基準適用までのロードマップの付録D](#)をご覧ください)、AICPAの各収益認識タスクフォース(例:保険会社収益認識タスクフォース、AICPAの[ウェブサイト](#)で入手可能な情報)、さまざまな事務所、SEC、およびPCAOBなどの多数のグループが、新基準に関連する導入活動に関与しています。財務諸表の作成者は、新ガイダンスの適用に先立ち、これらグループによる活動を引き続きモニタリングすべきです。

事業結合

無形資産 — のれんおよびその他

背景

2017年1月、FASBは、のれんの減損の会計処理に関するASC 350のガイダンスを改訂するASU 2017-04を発行しました。本ASUは、FASBによる簡素化の取組みの一環として、また、年次ののれんの減損テストに係るコストおよび複雑性に関する利害関係者のフィードバックに対応して、発行されました。

本ASUの主要な規定

ASC 350の現行ガイダンスによれば、のれんの減損は「のれんの帳簿価額が暗示的公正価値を上回っている場合に存在」します。のれんの暗示的公正価値を算定するために、事業体は「報告単位の公正価値を、当該報告単位を事業結合により取得したかのように、すべての資産および負債(未認識の無形資産など)に割り当て」なければなりません。

このプロセスは、第2ステップと呼ばれており、のれんを直接測定できないことから、多くの場合、多額のコストと複雑性を伴います。ASU 2017-04は、のれんの減損テストから第2ステップを削除し、「報告単位の帳簿価額が公正価値を上回る」場合に事業体が減損損失を認識できるようにすることで、のれんの減損テストの会計処理の簡素化を図っています。当該損失は「当該報告単位の割当てられたのれんの総額を上限とする」こととなります。



Connecting the Dots

ASU 2017-04は、のれんの減損を、報告単位ののれんの残高に対するのれんの暗示的金額に基づくのではなく、報告単位の帳簿価額に対する報告単位の公正価値に基づいて測定することを要求しています。よって、本ASUに基づくのれんの減損テストは、現行ガイダンスにより実施されるテストに比べ精度が低くなります。新ガイダンスの適用により、事業体は、現行のGAAPでは減損処理されないまたは帳簿価額が減少しないその他の資産の公正価値の下落にすべてまたは一部起因するのれんの減損を計上することができます。

本ASUでは、定性的評価は変更されていません¹⁵。しかし、「定性的評価を実施する際の、また定性的テストの規準を満たさない場合にのれんの減損テストの第2ステップを実施する際の、帳簿価額がゼロやマイナスの報告単位に関する要求」が削除されています。その代わりに、帳簿価額がゼロまたはマイナスの報告単位を含むすべての報告単位には、同一の減損テストを適用することとなります。



Connecting the Dots

ASU 2017-04では、帳簿価額がゼロまたはマイナスの報告単位は、基本的に減損処理されることはありません。したがって、資産および負債の報告単位への配分に関する判断がより適切となる可能性があります。FASBは、資産および負債の報告単位への配分に関する追加ガイダンスを定めることを検討しましたが、最終的には退けました。本ASUの結論の根拠は「当該アップデートの改訂は、必ずしも報告単位の構成を変更するトリガーとなるものではない」と述べており、「発効日までの期間の長さを考慮すると、財務諸表作成者、監査人および規制当局は、新ガイダンスの適用までになされた変更等、帳簿価額がゼロまたはマイナスとなる報告単位の変更に関心を持って注意を払わなければならない」と述べています。さらに、「報告単位に対する資産および負債の配分は、減損損失を回避する機会とみなされるべきでなく、報告単位に関する事実および状況に変更があった場合にのみ、当該配分を変更しなければならない」とも述べています。

ASU 2017-04はまた、以下を行っています。

- 事業体によるのれんの減損についての報告単位のテストに関連した、報告単位に対する為替換算調整額の除外および配分に関する要求を明確化する。
- 「事業体は、該当する場合、のれんの減損損失の測定にあたり、報告単位の帳簿価額に対する税務上損金に算入されるのれんによる税効果を考慮しなければならない」ことを明確化する。
- コーディフィケーションを通して概要セクションおよび背景セクションを統一化し改善するFASBの取組みの一貫として、特定のASCTピックおよびサブピックのそれらのセクションに軽微な変更を行う。

ASU 2017-04に関する詳しい情報については、デロイトの2017年2月1日付 [Heads Up](#) をご参照ください。

¹⁵ 報告単位の帳簿価額がその公正価値を上回る可能性の方が高いかどうかを判断するためのASC 350-20-35-3Aから35-3Gに記載される任意の評価は、一般的に定性的評価またはステップ0と呼ばれています。

IFRSとのコンバージェンス

ASC 350に基づき、のれんの減損テストから第2ステップが削除されることにより、米国GAAPは、1つのステップから成る減損テストを定めるIFRSとの緊密な整合が図られます。ただし、IAS第36号により要求される減損テストは、米国GAAPで要求される報告単位レベルではなく、資金生成単位または資金生成単位のグループのレベルで実施されます。さらにIAS第36号では、事業体は、資金生成単位の帳簿価額を回収可能金額と比較することを要求されますが、ASU 2017-04では、事業体は、報告単位の帳簿価額をその公正価値と比較することを要求されています。

発効日および経過措置

SEC登録会社¹⁶であるPBEについては、ASU2017-04は、2019年12月15日より後に開始する期間の年次および期中の減損テストに対して発効します。SEC登録会社でないPBEは、2020年12月15日より後に開始する期間の年次および期中の減損テストに対して、新ガイダンスを適用しなければなりません。その他のすべての事業体については、2021年12月15日より後に開始する期間の年次および期中の減損テストに対して発効します。早期適用は、2017年1月1日以降の年次および期中の減損テストについて、2017年1月1日時点ですべての事業体に認められています。

事業の定義の明確化

背景

2017年1月、FASBは、事業 (business) の定義に関するプロジェクトのフェーズ I に関するガイダンスを提供するASU 2017-01を公表しました。このASUIは、現在の事業の定義は広く解釈され過ぎており、資産の取得により近似している場合でも多くの取引が事業結合として会計処理されている、という懸念に応えて発行されました。

本ASU 2017-01では、

- ・ 「スクリーン」が示されており、それを満たした場合は追加評価を実施する必要がなくなる。事業体は、資産と活動の統合した組合せ（一般的に「組合せ」という）が事業であるかどうかを判断する際に、当該スクリーンの使用を要求される。取得した（または処分した）総資産の公正価値のほとんどすべてが単一の識別可能な資産または類似した識別可能な資産のグループに集中している場合には、スクリーンが満たされるため、当該組合せは事業ではない。当該スクリーンの目的は追加評価が必要な取引の数を減らすことにある。
- ・ スクリーンが満たされない場合、組合せがアウトプットを生み出す能力に全体で大幅に寄与するインプットと実質的なプロセスを最低限含んでいる場合にのみ、当該組合せは事業を構成することが定められている。
- ・ 市場参加者が欠落している要素を置換できるかどうかの評価を削除する。
- ・ 「アウトプット」という用語の定義を狭め、ASC 606に記載されているものと整合させる。

¹⁶ ASCマスター用語集では「SEC登録会社」は、以下のように定義されます。

「以下のいずれかに、財務諸表を登録または具備することが要求される事業体:

a. 証券取引委員会 (SEC)

b. 改訂後の1934年米国証券取引法セクション12(i)の対象となる事業体に関して、そのセクションのもとでの適切なエージェンシー (agency)

財務諸表が他のSEC登録会社による提出書類に含まれるが、その他の方法ではSEC登録会社ではない他の事業体に関する財務諸表は、この定義には含まれない。」

SEC登録会社には、財務諸表または財務情報を他の事業体によるSECへの提出書類 (例えば、SECレギュレーションS-X規則3-09「非連結子会社および50パーセント以下を所有されている者の個別財務諸表」またはSECレギュレーションS-X規則3-05「取得されたまたは取得される事業の財務諸表」およびSECレギュレーションS-X規則4-08(g)「非連結子会社および50パーセント以下を所有されている者の要約財務情報」に準拠したもの) に含めることが要求されるまたは含まれるが、その他の方法ではSEC登録会社ではない事業体は含まれません。



Connecting the Dots

事業結合と資産の取得の会計処理は異なることから、ASU 2017-01は保険業界に影響を与える可能性があります。例えば、取得コストは、事業結合では費用に、資産の取得では資産に計上します。したがって、事業の定義を狭めることは資産の取得を増やすことになるため、資産計上されるコストが増加することになります。

「単一の識別可能な資産」または「類似した識別可能な資産のグループ」に関するスクリーン

ASU 2017-01では、現金および現金同等物、繰延税金資産ならびに繰延税金負債の影響によって生じるのれんは、事業体が上記のスクリーンを適用した場合、総資産の集中に関する評価から除外します。総資産の公正価値が、スクリーンに従って集中していない場合には、事業体は、ASUの枠組みを適用して、インプットと実質的なプロセスの両方が存在しており、それらが一体となってアウトプットを創出する能力に寄与しているかについて評価することになります。



Connecting the Dots

総資産の集中に関する判定にあたって、金融資産と非金融資産（例えば、保険契約における保険料預託金と顧客関係）、異なる主要区分の金融資産（例えば、投資、現金、および売掛金）の組合せは、いずれも認められていません。また、同一の主要な資産区分に含まれるが、リスク特性が大幅に異なる識別可能な資産の組合せも認められません。

インプットおよび実質的なプロセスに関する要求

ASU 2017-01では、組合せがインプットと実質的なプロセスを含んでおり、それらが一体となってアウトプットを創出する能力に寄与しているかを判定するための枠組みを提供しています。組合せにアウトプットが未だない時点では、組合せが、取得したプロセス（またはプロセスのグループ）を遂行するために必要な技能、知識または経験を有する組織化された労働力を含んでおり、それが、取得したインプットに適用した場合に、アウトプットの生産を継続する能力にとって決定的なものである場合に限り、当該組合せは実質的なプロセスを含んでいることとなります。本ASUは、アウトプットのある組合せについては、組合せが実質的なプロセスを含んでいるかの厳格性が相対的に低い判定規準を含んでいます。組織化された労働力が実質的なプロセスに相当する場合がありますが、たとえ組織化された労働力がなくても、取得したプロセスが、アウトプットの生産を継続する能力に寄与しており、かつ多大なコスト、労力または遅延を生じずに入れ替えることができないか、独特または希少と考えられる場合には、当該組合せは実質的なプロセスを含んでいる可能性があります。

アウトプットの定義

現行ガイダンス(ASC 805-10-55-4)では、アウトプットとは「投資家またはその他の所有者、構成員または参加者に対し、配当、低コストまたはその他の経済的便益という形でのリターンを直接的に提供するかまたは提供する能力を有するインプットおよび当該インプットに適用されたプロセスの成果」と定義しています。ASU 2017-01ではこの定義を変更し、「顧客への財またはサービス、投資収益（配当または利息など）または他の収益をもたらすインプットおよび当該インプットに適用されたプロセスの成果」としています。このアウトプットの定義の改訂により、当該定義はASC 606（新たな収益基準）のアウトプットの説明と整合するものとなっています。

発効日および経過措置

PBEについては、ASU 2017-01は、2017年12月15日より後に開始する年次期間（かかる期間の期中期間を含む）から適用となります。その他のすべての事業体については、2018年12月15日より後に開始する年次期間、および2019年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間から適用となります。

早期適用は、以下のように認められます。

- 取得日が本ASUの発行日または発効日より前の取引については、発行済みまたは発行が可能となった財務諸表に当該取引が報告されていない場合にのみ、適用が認められる。
- 本ASUの発行日または発効日より前の、子会社が連結から除外されるまたは資産グループの認識が中止される取引については、発行済みまたは発行が可能となった財務諸表に当該取引が報告されていない場合にのみ、適用が認められる。

ASU 2017-01に関する追加情報については、デロイトの2017年1月13日付[Heads Up](#)をご覧ください。

従業員株式ベースド支払に関する会計処理の改善

2017年5月、FASBは、株式ベースド支払の取決めにに関する修正会計処理の適用範囲を変更するASU 2017-09を発行しました。本ASUは、ASC 718に基づき事業体が修正会計処理を適用することを要求される株式ベースド支払報奨の条件変更の種類に関するガイダンスを提供しています。具体的には、報奨の公正価値、権利確定条件および分類が修正の直前直後で同一である場合、事業体は修正会計処理を適用しないことになります。

背景

FASBは、ASC 718-20-20が修正を「株式ベースド支払報奨の条件のいずれかの変更」(強調追加)として定義していることを踏まえて、ASC 718の修正ガイダンスの適用範囲を変更することを決定しました。この広義の定義により、事業体が修正会計処理を適用する株式ベースド支払報奨の変更の種類に関して、実務上の多様性が生じる可能性があります。したがって、明確化し、多様性、コストおよび複雑性を低減するために、FASBはASU 2017-09を発行しました。

以下の設例1および2は、当初の報奨の権利確定が見込まれるかどうかに応じて修正会計処理を事業体が適用する場合の影響について説明しています。

設例1

事業体Aは、資本に分類され、付与日における公正価値に基づく測定値1百万ドルの制限付株式単位を従業員に付与している。その後Aは、報奨が権利確定する前に、権利確定期間中に配当への参加が可能となるよう条件変更した。配当への参加の追加が報奨の公正価値に基づく測定を変更し、修正日における株式に基づく測定値は、修正直前に1.5百万ドル、直後に1.6百万ドルであると仮定する。また、(権利確定条件や分類を含めて)報奨に関する他の変更はない。Aが修正会計処理を適用し、報奨が修正日に権利確定することが見込まれる場合、Aは、(報酬コスト合計1.1百万ドルに関して)残りの必要な勤務期間にわたり増分報酬コスト100,000ドルを認識する。ただし、Aが修正会計処理を適用し、報奨が修正日に権利確定することが見込まれない場合、(報奨が権利確定することがその後見込まれる、または実際に権利確定するときに)認識すべき報酬コストは、変更日における公正価値に基づく測定値1.6百万ドルに基づくことになる。

設例2

事業体Bは、資本に分類され、付与日における公正価値に基づく測定値1百万ドルの制限付株式単位を従業員に付与している。その後Bは、報奨が権利確定する前に、基礎となる株式に条件付公正価値で買戻す特性を追加するよう条件変更した。買戻特性の追加は報奨の公正価値測定も分類も変更せず、修正日の公正価値に基づく測定値は、(修正の直前直後の両方で)1.5百万ドルであると仮定する。また、(権利確定条件を含めて)報奨に関する他の変更はない。Bが修正会計処理を適用し、報奨が修正日に権利確定することが見込まれる場合、この修正に関する会計上の影響はない。これは、公正価値に基づく測定が増加せず、報酬コストは引き続き付与日の公正価値に基づく測定値1百万ドルに基づくためである。しかし、Bが修正会計処理を適用し、報奨が修正日に権利確定することが見込まれない場合、(報奨が権利確定することがその後見込まれる、または実際に権利確定するときに)認識すべき報酬コストは、変更日における公正価値に基づく測定値1.5百万ドルに基づくことになる。

ASU 2017-09の規定(以下の説明参照)に基づき、Bは修正会計処理を適用しない。これは、報奨の公正価値に基づく測定、権利確定条件および分類が修正の直前直前で同一であるためである。したがって、修正日に報奨が権利確定することが見込まれるか否かにかかわらず、認識された報酬コストは引き続き付与日の公正価値に基づく測定値1百万ドルに基づくことになる。

ASU 2017-09の主要な規定

修正会計処理の適用範囲

ASU 2017-09は、事業体が修正会計処理を適用する状況を限定しています。報奨が修正される場合、以下のすべての規準を満たす場合には、事業体はASC 718-20-35-3から35-9のガイダンスを適用しません。

- ・「修正後の報奨の公正価値(または、代替的測定法を使用する場合には算定価値もしくは本源的価値)が修正直前の当初の報奨の公正価値(または、代替的測定法を使用する場合には算定価値もしくは本源的価値)と同一である」
- ・「修正後の権利確定条件が修正直前の当初の報奨の権利確定条件と同一である」
- ・「修正後の報奨の資本商品または負債商品としての分類が修正直前の当初の報奨の分類と同一である」



Connecting the Dots

資本を再構築する際、報奨がストック・オプションである場合に、事業体が(裁量によらない既存の希薄化防止条項に従い)本源的価値に基づく「補填」を従業員に行うことは一般的ではありません。特定の状況において、修正後のストック・オプションの公正価値に基づく測定は、本源的価値が同一のままでも資本の再構築により変動することがあります。ASU 2017-09に基づき、事業体は、「代替的測定法を使用する場合において」のみ、修正会計処理を適用すべきかの判断において修正前後の本源的価値を比較します。したがって、株式ベース支払報奨に関する報酬コストを算定し認識するために公正価値に基づく測定値を使用する際、事業体は、修正の直前直前で本源的価値が同じであっても公正価値に基づく測定値が変動している場合にも修正会計処理を適用することを要求されます。

公正価値評価に関連する明確化

ASC 718-20-35-2A(a)は、「報奨の評価に使用する評価手法のインプットのいずれも修正の影響を受けない場合、事業体は修正の直前直後の価値を見積ることを要求されない」と述べています。



Connecting the Dots

ASU 2017-09のBC16において、FASBは、事業体が常に修正後の報奨の公正価値に基づく測定を見積る必要があるとは考えていないと述べました。代わりに、事業体は、修正が報奨に関して適用した評価手法に用いるインプットのいずれかに影響を及ぼすかを判断することができます。例えば、事業体が法定源泉所得税の要求に関連して株式ベースド支払の取決めの純額決済条件を変更する場合、この変更は事業体が報奨を評価するために行った方法で使用したいずれのインプットにも影響を及ぼしそうにありません。どのインプットも影響を受けないのであれば、事業体は、修正の直前直後に公正価値に基づく測定を見積ることを要求されません(すなわち、事業体は公正価値に基づく測定は同一であると結論付けることができます)。

本ASUの結論の根拠による例

ASU 2017-09の結論の根拠は、(1)通常修正会計処理が要求されない報奨の変更、および(2)通常修正会計処理が要求される報奨の変更の例(これらは「性質上教育的で、包括的でなく、718-20-35-2Aのガイダンスを無効とするために使用してはならない」)を提供しています。以下の表はこれらの例を要約しています。

修正会計処理が要求されない変更の例	修正会計処理が要求される変更の例
<ul style="list-style-type: none"> 会社名、会社所在地または工場名等の事務管理上の変更 報奨の分類に影響を及ぼさない源泉所得税に関連する純額決済条項の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 価値の変動を生じさせるストック・オプションのプライシング変更 勤務条件の変更 業績条件または市場条件の変更 報奨の再分類(資本から負債へ、またはその逆)を生じさせる報奨の変更 報奨の権利確定を加速させる事業単位の売却を見越した整理解雇条項の追加



Connecting the Dots

株式ベースド支払制度には通常、特定の偶発的な事象(例えば、正当な理由による終了、競業禁止条項違反、財務諸表の重要な修正再表示等)の発生時に報奨の回収を認めるクローバック条項が含まれています。ASC 718-10-30-24に基づき、クローバック条項は通常、報奨の公正価値に基づく測定値の見積りに反映されません。したがって、報奨へのクローバック条項の追加により、修正会計処理が適用されることになるとは考えていません。なぜなら、クローバック条項は通常、報奨の公正価値、権利確定条件、分類を変更しないからです。

発行日

すべての事業体について、ASU 2017-09は、2017年12月15日より後に開始する年次報告期間(かかる年次報告期間の期中期間を含む)より発効します。期中期間における適用を含む、早期適用が認められます。

経過措置および関連する開示

ASU 2017-09の改訂は、発効日以後に修正される報奨に将来に向かって適用されなければなりません。通常、修正は大半の事業体にとって経常的でないため、移行時の開示は要求されません。

制限付預金

背景

2016年11月、FASBは、ASC 230を改訂し、制限付預金の分類および表示に関するガイダンスを明確化するASU 2016-18を発行しました。本ASUはEITFによる以下のコンセンサスの結果です。

- 事業体は、制限付預金および制限付預金同等物と見なされる金額を、キャッシュ・フロー計算書上、現金および現金同等物に含める必要がある。EITFは、「制限付預金」および「制限付預金同等物」の用語を定義しないことを決定したが、事業体は引き続き他のGAAPに従い制限付預金の会計方針について適切な開示を行う必要があり、また会計方針の変更を行う場合には、ASC 250に基づく評価が必要になるとの見解である。
- 現金、現金同等物、制限付預金および制限付預金同等物に関して複数の科目が財政状態計算書に含まれている場合には、財政状態計算書とキャッシュ・フロー計算書間の調整表を開示しなければならない。
- 現金、現金同等物と制限付預金および制限付預金同等物の間の振替により生じた制限付預金および制限付預金同等物の変動は、キャッシュ・フロー計算書のキャッシュ・フローの活動として表示してはならない。
- 制限付預金および制限付預金同等物として通常記載される金額につき重要な残高を有する事業体は、当該制限の内容に関する情報を開示しなければならない。



Connecting the Dots

ASU 2016-18のガイダンスを適用する際、ブローカー・ディーラーは規制上制限付預金として分別する預金について検討する可能性が極めて高くなります。

発効日および経過措置

PBEについては、ASU 2016-18のガイダンスは2017年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)より適用となります。その他のすべての事業体については、2018年12月15日より後に開始する事業年度、および2019年12月15日より後に開始する期中期間から発効します。早期適用は認められています。報告事業体は当ガイダンスを遡及適用します。



Connecting the Dots

2016年8月、FASBはASU 2016-15を発行しました。これはキャッシュ・フロー計算書における特定の現金の受取および支払の分類に関するガイダンスを追加または明確化すべく、ASC 230を改訂するものです。本ASUは、(1)債券の期限前償還または債務の消滅コスト、(2)事業結合後の条件付対価の支払、および(3)持分法適用投資先から受け取った分配金等の項目に関するガイダンスを追加または明確化するものです。さらなる情報については、デロイトの2016年8月30日付*Heads Up*をご参照ください。

付録

付録A — 2017年に発効した会計基準の要約

以下の表は、2017暦年に発効した特定のASUを一覧にしています(早期適用が認められていたとしても、これらのASUは2017年より前に早期適用されなかったという前提であることにご留意ください)。

ASU (発行日)	PBEに対する 発効日	非PBEに対する 発効日	早期適用は 認められる か?	デロイトの リソース
ASU 2017-03「会計上の変更 および誤謬の訂正(トピック 250)および投資—持分法およ びジョイント・ベンチャー(トピッ ク323):2016年9月22日および 2016年11月17日のEITFの会 合におけるスタッフのアナウン スメントに従ったSECのパラグ ラフの改訂」(2017年1月23日)	発行時に発効	発行時に発効	該当なし	2017年1月24日付 news article
ASU 2016-09「従業員株式ベ ースド支払に関する会計処理の 改善」(2016年3月30日)	2016年12月15日より 後に開始する年次期 間(およびかかる年次 期間の期中期間)	2017年12月15日より 後に開始する年次期 間および2018年12月 15日より後に開始する 事業年度の期中期間	認められる	2016年4月21日付 Heads Up
ASU 2015-16「測定期間調整 の会計処理の簡素化」(2015 年9月25日)	2015年12月15日より 後に開始する事業年 度(およびかかる事業 年度の期中期間)	2016年12月15日より 後に開始する事業年 度および2017年12月 15日より後に開始する 事業年度の期中期間 本ASUの改訂は発効 日後に発生する暫定 金額の修正に将来に 向かって適用される	認められる	2015年9月30日付 Heads Up

(表の続き)

ASU (発行日)	PBEに対する 発効日	非PBEに対する 発効日	早期適用は 認められる か？	デロイトの リソース
ASU 2015-09「短期契約に関する開示」(2015年5月21日)	2015年12月15日より後に開始する年次期間および2016年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間	2016年12月15日より後に開始する年次期間および2017年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間	認められる	2015年5月 Insurance Spotlight
ASU 2015-05「クラウドコンピューティング契約において支払った手数料の顧客の会計処理」(2015年4月15日)	2015年12月15日より後に開始する年次期間(およびかかる年次期間の期中期間)	2015年12月15日より後に開始する年次期間および2016年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間	認められる	2015年4月17日付 Heads Up
ASU 2015-04「従業員確定給付債務および制度資産の測定日に関する実務的簡便法」(2015年4月15日)	2015年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)	2016年12月15日より後に開始する事業年度および2017年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間	認められる	2015年4月17日付 Heads Up
ASU 2015-03「起債コストの表示の簡素化」(2015年4月7日)	2015年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)	2015年12月15日より後に開始する事業年度および2016年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間	認められる	2015年6月18日付 Heads Up
ASU 2015-02「連結分析の修正」(2015年2月18日)	2015年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)	2016年12月15日より後に開始する事業年度および2017年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間	認められる	2015年12月29日付 Heads Up (当初2015年5月26日発行)

(表の続き)

ASU (発行日)	PBEに対する 発効日	非PBEに対する 発効日	早期適用は 認められる か?	デロイトの リソース
ASU 2014-16「株式の形式で発行された混合金融商品の主契約が負債または資本のどちらに類似するか ¹ の判断—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」(2014年11月3日)	2015年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)	2015年12月15日より後に開始する事業年度および2016年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間	認められる	2014年9月 EITF Snapshot
ASU 2014-15「継続企業として存続する事業体の能力に関する不確実性の開示」(2014年8月27日)	2016年12月15日より後に開始する年次期間およびその後の期中期間	2016年12月15日より後に開始する年次期間およびその後の期中期間	認められる	2014年8月28日付 Heads Up
ASU 2014-13「連結担保付資金調達事業体の金融資産および金融負債の測定—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」(2014年8月5日)	2015年12月15日より後に開始する年次期間(およびかかる年次期間の期中期間)	2016年12月15日より後に終了する年次期間および2016年12月15日より後に開始する期中期間	認められる	2014年6月 EITF Snapshot

付録B – FASBのプロジェクトの現在の状況

以下の表は、FASBによる進行中の基準設定プロジェクトの現在の状況と次のステップを要約しています(特定のプロジェクトのみであり、調査研究の取組みは除きます)。

プロジェクト	状況および次のステップ	デロイトのリソース
認識および測定のプロジェクト		
連結の再構成および的を絞った改善	2017年9月20日、FASBは、ASC 810における連結のガイダンスを議決権持分事業体および変動持分事業体(VIE)のついてのサブピックに分割することで再構成するASU案を発行しました。これらの新たなサブピックは新たなトピックであるASC 812に含まれ、ASC 812はASC 810を差し替えます。同ASU案に対するコメントの期限は2017年12月4日でした。	2016年11月8日付および2017年3月14日付 journal entry、2017年10月5日付 Heads Up
連結:VIEに関する関連当事者のガイダンスの的を絞った改善	2017年6月22日、FASBはASU案を発行しました。同案のもとでは、(1)非公開会社は、「連結について評価する親会社と報告事業体の両方が公開ビジネス事業体でない場合、...共通支配下の法的事業体にVIEのガイダンスを適用する必要はなく」、(2)「共通支配の取決めにおいて関連当事者を通じて保有する間接的持分は、意思決定者およびサービス提供者に支払う手数料が、変動持分に相当するかどうかの判断に関して比例ベースで検討し」、(3)「パワーが関連当事者間で共有されている、または共通支配下の関連当事者がグループとして支配財務持分の特徴を有するが個々の法的事業体が支配財務持分を有さない」場合、連結は義務ではなくなります。同ASU案に対するコメントの期限は2017年9月5日でした。	2017年7月14日付 Heads Up
負債と資本の区別	FASBは、2017年9月20日にこのプロジェクトをテクニカル・アジェンダに追加しました。本プロジェクトの目的は、「財務諸表利用者に提供する情報の目的適合性を犠牲にすることなく、指数化および決済(デリバティブの適用除外との関連において)、転換可能債券、開示および1株当たり利益に注目して、理解可能性を高め、複雑性を低減する」ことにあります。	
非従業員株式ベースド支払に関する会計処理の改善	2017年3月7日、FASBは、財またはサービスに関して非従業員に付与する株式ベースド支払に関する会計処理を簡素化するASU案を発行しました。本案に基づき、当該支払に関するガイダンスの大半は、従業員に付与する株式ベースド支払に関する要求と同じになります。同ASU案に対するコメントの期限は2017年6月5日でした。	2017年3月10日付 Heads Up

(表の続き)

プロジェクト	状況および次のステップ	デロイトのリソース
表示および開示のプロジェクト		
債務の貸借対照表上の分類の簡素化	2017年1月10日、FASBは、債務を分類貸借対照表において流動と非流動のどちらに分類すべきかの判断の複雑性を低減するASU案を発行しました。同案に対するコメントの期限は2017年5月5日でした。2017年6月28日、FASBは、受け取ったコメントの概要について議論しました。2017年9月13日、FASBは、再審議の結論に達し、書面による決議投票のために最終ASUを起草するようスタッフに指示しました。FASBは本ASUを2018年第1四半期に発行する予定です。	2017年1月12日付 Heads Up 、 2017年9月15日付 journal entry

付録C – 基準書その他の公表物の一覧

以下は、本出版物で言及した基準書およびその他の公表物の題名です。

FASB会計基準アップデート(ASU)

ASU 2017-12, *Derivatives and Hedging (Topic 815): Targeted Improvements to Accounting for Hedging Activities* (ASU 2017-12「デリバティブおよびヘッジ(トピック815):ヘッジ活動に関する会計処理の的を絞った改善」)

ASU 2017-09, *Compensation — Stock Compensation (Topic 718): Scope of Modification Accounting* (ASU 2017-09「報酬—株式報酬(トピック718):修正会計処理の適用範囲」)

ASU 2017-08, *Receivables — Nonrefundable Fees and Other Costs (Subtopic 310-20): Premium Amortization on Purchased Callable Debt Securities* (ASU 2017-08「債権—返金不能な手数料およびその他のコスト(サブトピック310-20):購入した償還可能負債証券に係るプレミアムのアモチゼーション」)

ASU 2017-05, *Other Income — Gains and Losses From the Derecognition of Nonfinancial Assets (Subtopic 610-20): Clarifying the Scope of Asset Derecognition Guidance and Accounting for Partial Sales of Nonfinancial Assets* (ASU 2017-05「その他の収益—非金融資産の認識の中止による損益(サブトピック610-20):非金融資産の部分的売却に関する資産の認識中止のガイダンスおよび会計処理の適用範囲の明確化」)

ASU 2017-04, *Intangibles — Goodwill and Other (Topic 350): Simplifying the Test for Goodwill Impairment* (ASU 2017-04「無形資産—のれんおよびその他(トピック350):のれんの減損テストの簡素化」)

ASU 2017-03, *Accounting Changes and Error Corrections (Topic 250) and Investments — Equity Method and Joint Ventures (Topic 323): Amendments to SEC Paragraphs Pursuant to Staff Announcements at the September 22, 2016 and November 17, 2016 EITF Meetings* (ASU 2017-03「会計上の変更および誤謬の訂正(トピック250)および投資—持分法およびジョイント・ベンチャー(トピック323):2016年9月22日および2016年11月17日のEITFの会合におけるスタッフのアナウンスメントに従ったSECのパラグラフの改訂」)

ASU 2017-01, *Business Combinations (Topic 805): Clarifying the Definition of a Business* (ASU 2017-01「事業結合(トピック805:事業の定義の明確化」)

ASU 2016-20, *Technical Corrections and Improvements to Topic 606, Revenue From Contracts With Customers* (ASU 2016-20「トピック606『顧客との契約から生じる収益』のテクニカルな訂正および改善」)

ASU 2016-18, *Statement of Cash Flows (Topic 230): Restricted Cash — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force* (ASU 2016-18「キャッシュ・フロー計算書(トピック230):制限付預金—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2016-15, *Statement of Cash Flows (Topic 230): Classification of Certain Cash Receipts and Cash Payments — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force* (ASU 2016-15「キャッシュ・フロー計算書(トピック230):一定の現金収支の分類—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2016-13, *Financial Instruments — Credit Losses (Topic 326): Measurement of Credit Losses on Financial Instruments* (ASU 2016-13「金融商品—信用損失(トピック326):金融商品に係る信用損失の測定」)

ASU 2016-12, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Narrow-Scope Improvements and Practical Expedients* (ASU 2016-12「顧客との契約から生じる収益(トピック606):狭い範囲の改善および実務的簡便法」)

ASU 2016-11, *Revenue Recognition (Topic 605) and Derivatives and Hedging (Topic 815): Rescission of SEC Guidance Because of Accounting Standards Updates 2014-09 and 2014-16 Pursuant to Staff Announcements at the March 3, 2016 EITF Meeting* (ASU 2016-11「収益認識(トピック605)ならびにデリバティブおよびヘッジ(トピック815):2016年3月3日のEITFの会合におけるスタッフのアナウンスメントに従った会計基準アップデート2014-09および2014-16によるSECガイダンスの廃止」)

ASU 2016-10, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Identifying Performance Obligations and Licensing* (ASU 2016-10「顧客との契約から生じる収益(トピック606):履行義務の識別およびライセンス付与」)

ASU 2016-09, *Compensation — Stock Compensation (Topic 718): Improvements to Employee Share-Based Payment Accounting* (ASU 2016-09「報酬—株式報酬(トピック718):従業員株式ベースド支払に関する会計処理の改善」)

ASU 2016-08, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Principal Versus Agent Considerations (Reporting Revenue Gross Versus Net)* (ASU 2016-08「顧客との契約から生じる収益(トピック606):本人か代理人かの検討(収益を総額で報告するか、純額で報告するか)」)

ASU 2016-02, *Leases (Topic 842)* (ASU 2016-02「リース(トピック842)」)

ASU 2016-03, *Intangibles — Goodwill and Other (Topic 350), Business Combinations (Topic 805), Consolidation (Topic 810), Derivatives and Hedging (Topic 815): Effective Date and Transition Guidance — a consensus of the Private Company Council* (ASU 2016-03「無形資産—のれんおよびその他(トピック350)、事業結合(トピック805)、連結(トピック810)、デリバティブおよびヘッジ(トピック815):発効日および移行ガイダンス—非公開会社評議会のコンセンサス」)

ASU 2016-01, *Financial Instruments — Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities* (ASU 2016-01「金融商品—全体(サブトピック825-10):金融資産および金融負債の認識および測定」)

ASU 2015-16, *Business Combinations (Topic 805): Simplifying the Accounting for Measurement-Period Adjustments* (ASU 2015-16「事業結合(トピック805)測定期間調整の会計処理の簡素化」)

ASU 2015-14, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Deferral of the Effective Date* (ASU 2015-14「顧客との契約から生じる収益(トピック606):発効日の延期」)

ASU 2015-09, *Financial Services — Insurance (Topic 944): Disclosures About Short-Duration Contracts* (ASU 2015-09「金融サービス—保険(トピック944):短期契約に関する開示」)

ASU 2015-05, *Intangibles — Goodwill and Other — Internal-Use Software (Subtopic 350-40): Customer's Accounting for Fees Paid in a Cloud Computing Arrangement* (ASU 2015-05「無形資産—のれんおよびその他—自社利用のソフトウェア(サブトピック350-40):クラウドコンピューティング契約で支払った手数料の顧客の会計処理」)

ASU 2015-04, *Compensation — Retirement Benefits (Topic 715): Practical Expedient for the Measurement Date of an Employer's Defined Benefit Obligation and Plan Assets* (ASU 2015-04「報酬—退職給付(トピック715):従業員の確定給付債務および制度資産の測定日に関する実務的簡便法」)

ASU 2015-03, *Interest — Imputation of Interest (Subtopic 835-30): Simplifying the Presentation of Debt Issuance Costs* (ASU 2015-03「利息—利息の帰属(サブトピック835-30):起債コストの表示の簡素化」)

ASU 2015-02, *Consolidation (Topic 810): Amendments to the Consolidation Analysis* (ASU 2015-02「連結(トピック810):連結分析の改訂」)

ASU 2014-16, *Derivatives and Hedging (Topic 815): Determining Whether the Host Contract in a Hybrid Financial Instrument Issued in the Form of a Share Is More Akin to Debt or to Equity — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force* (ASU 2014-16「デリバティブおよびヘッジ(トピック815):株式の形式で発行された混合金融商品の主契約が負債または資本のどちらに類似するか判断—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2014-15, *Presentation of Financial Statements — Going Concern (Subtopic 205-40): Disclosure of Uncertainties About an Entity's Ability to Continue as a Going Concern* (ASU 2014-15「継続企業として存続する事業体の能力に関する不確実性の開示」)

ASU 2014-13, *Consolidation (Topic 810): Measuring the Financial Assets and the Financial Liabilities of a Consolidated Collateralized Financing Entity — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force* (ASU 2014-13「連結(トピック810):連結担保付資金調達事業体の金融資産および金融負債の測定—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2014-09, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606)* (ASU 2014-09「顧客との契約から生じる収益(トピック606)」)

FASB 会計基準コーディフィケーション (ASC) トピック

ASC 230, *Statement of Cash Flows* (ASC 230「キャッシュ・フロー計算書」)

ASC 250, *Accounting Changes and Error Corrections* (ASC 250「会計上の変更および誤謬の訂正」)

ASC 270, *Interim Reporting* (ASC 270「期中報告」)

ASC 310, *Receivables* (ASC 310「債権」)

ASC 321, *Investments — Equity Securities* (ASC 321「投資—持分証券」)

ASC 325, *Investments — Other* (ASC 325「投資—その他」)

ASC 326, *Financial Instruments — Credit Losses* (ASC 326「金融商品—信用損失」)

ASC 350, *Intangibles — Goodwill and Other* (ASC 350「無形資産—のれんおよびその他」)

ASC 360, *Property, Plant, and Equipment* (ASC 360「有形固定資産」)

ASC 606, *Revenue From Contracts With Customers* (ASC 606「顧客との契約から生じる収益」)

ASC 610, *Other Income* (ASC 610「その他の収益」)

ASC 718, *Compensation — Stock Compensation* (ASC 718「報酬－株式報酬」)

ASC 805, *Business Combinations* (ASC 805「事業結合」)

ASC 810, *Consolidation* (ASC 810「連結」)

ASC 815, *Derivatives and Hedging* (ASC 815「デリバティブおよびヘッジ」)

ASC 820, *Fair Value Measurement* (ASC 820「公正価値測定」)

ASC 825, *Financial Instruments* (ASC 825「金融商品」)

ASC 840, *Leases* (ASC 840「リース」)

ASC 842, *Leases* (ASC 842「リース」)

ASC 944, *Financial Services — Insurance* (ASC 944「金融サービス－保険」)

ASC 970, *Real Estate — General* (ASC 970「不動産－一般」)

FASB 会計基準アップデート案

Proposed ASU 2018-210, *Income Statement — Reporting Comprehensive Income (Topic 220): Reclassification of Certain Tax Effects From Accumulated Other Comprehensive Income* (ASU案2018-210「損益計算書: 包括利益の報告 (トピック220): その他の包括利益累計額(AOCI)に残される税効果の振替」)

Proposed ASU 2018-200, *Leases (Topic 842): Targeted Improvements* (ASU案2018-200「リース(トピック842): 限定的な改善」)

Proposed ASU 2017-310, *Technical Corrections and Improvements to Recently Issued Standards: I. Accounting Standards Update No. 2016-01, Financial Instruments — Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities and II. Accounting Standards Update No. 2016-02, Leases (Topic 842)* (ASU案2017-310「最近発行した基準のテクニカルな訂正および改善: 1. 会計基準アップデート2016-01『金融商品: 全体 (サブトピック825-10): 金融資産および金融負債の認識および測定』ならびに2. 会計基準アップデート2016-02『リース(トピック842)』」)

Proposed ASU 2017-280, *Consolidation (Topic 812): Reorganization* (ASU案2017-280「連結(トピック812): 再編成」)

Proposed ASU 2017-240, *Consolidation (Topic 810): Targeted Improvements to Related Party Guidance for Variable Interest Entities* (ASU案 2017-240「連結(トピック810): 変動持分事業体に関する関連当事者のガイダンスの的を絞った改善」)

Proposed ASU 2017-220, *Compensation — Stock Compensation (Topic 718): Improvements to Nonemployee Share-Based Payment Accounting* (ASU案2017-220「報酬－株式報酬(トピック718): 非従業員株式ベース支払に関する会計処理の改善」)

Proposed ASU 2017-200, *Debt (Topic 470): Simplifying the Classification of Debt in a Classified Balance Sheet (Current Versus Noncurrent)* (ASU案 2017-200「債務(トピック470): 分類貸借対照表における債務の分類の簡素化(流動対非流動)」)

Proposed ASU 2016-330, *Financial Services — Insurance (Topic 944): Targeted Improvements to the Accounting for Long-Duration Contracts* (ASU案 2016-330「金融サービス－保険(トピック944): 長期契約に関する会計処理の的を絞った改善」)

FASB米国財務会計基準書(コーディフィケーション前の公表物)

Statement No. 97, *Accounting and Reporting by Insurance Enterprises for Certain Long-Duration Contracts and for Realized Gains and Losses From the Sale of Investments* (基準書No. 97「特定の長期契約および投資売却から得る実現損益に関する保険会社による会計および報告ガイダンス」)

SECレギュレーションS-X

Rule 3-05, “Financial Statements of Businesses Acquired or to Be Acquired” (規則3-05「取得したまたは取得する事業の財務諸表」)

Rule 3-09, “Separate Financial Statements of Subsidiaries Not Consolidated and 50 Percent or Less Owned Persons” (規則3-09「非連結子会社および50パーセント以下を所有されている者の個別財務諸表」)

Rule 3-14, “Special Instructions for Real Estate Operations to Be Acquired” (規則3-14「取得される不動産事業に関する具体的なインストラクション」)

Rule 4-08, “General Notes to Financial Statements” (規則 4-08「財務諸表に対する一般的な注記」)

SEC職員会計公報(SAB)トピック

SAB Topic 11.A, “Operating-Differential Subsidies” (SABトピック11.A「運航費差額補助金」)

SAB Topic 11.M, “Disclosure of the Impact That Recently Issued Accounting Standards Will Have on the Financial Statements of the Registrant When Adopted in a Future Period” (SAB 74) (SABトピック11.M「最近発行された会計基準を将来期間に適用した際に登録会社の財務諸表が受ける影響の開示」(SAB 74))

SAB Topic 13, “Revenue Recognition” (SABトピック13「収益認識」)

SAB 116

国際基準

IFRS 17, *Insurance Contracts* (IFRS第17号「保険契約」)

IFRS 16, *Leases* (IFRS第16号「リース」)

IAS 36, *Impairment of Assets* (IAS第36号「資産の減損」)

IAS 17, *Leases* (IAS第17号「リース」)

付録D – 略語

略語	用語	略語	用語
AFS	売却可能 (available for sale)	IAS	国際会計基準 (International Accounting Standard)
AICPA	米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants)	IASB	国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)
AOCI	その他の包括利益累計額 (accumulated other comprehensive income)	IBNR	既発生未報告保険 (incurred-but-not-reported)
ASC	FASB会計基準コーディフィケーション (FASB Accounting Standards Codification)	IEP	AICPAの保険専門家パネル (AICPA's Insurance Expert Panel)
ASO	運営管理業務限定 (administrative-services-only)	IFRS	国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standard)
ASU	FASB会計基準アップデート (FASB Accounting Standards Update)	OCC	通貨監督庁 (米国財務省) (Office of the Comptroller of the Currency (U.S. Department of the Treasury))
CAE	損害調査費 (claim adjustment expense)	OCI	その他の包括利益 (other comprehensive income)
CECL	現在予想信用損失 (current expected credit loss)	PBE	公開ビジネス事業体 (public business entity)
CTA	累積的換算調整 (cumulative translation adjustment)	PCAOB	公開会社会計監督委員会 (Public Company Accounting Oversight Board)
DAC	繰延取得コスト (deferred acquisition cost)	PCD asset	信用状態が悪化した購入金融資産 (purchased financial asset with credit deterioration)
DCF	割引後キャッシュ・フロー (discounted cash flow)	ROU	使用权 (right-of-use)
DTA	繰延税金資産 (deferred tax asset)	SAB	SEC職員会計公報 (SEC Staff Accounting Bulletin)
EIR	実効金利 (effective interest rate)	SEC	米国証券取引委員会 (U.S. Securities and Exchange Commission)
EITF	FASBの発生問題専門委員会 (FASB's Emerging Issues Task Force)	SIFMA	米国証券業金融市場協会 (Securities Industry and Financial Markets Association)
FAS	FASBの財務会計基準 (FASB Statement of Financial Accounting Standards)	TDR	問題の生じた債務の再編 (troubled debt restructuring)
FASB	財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)	TRG	移行リソース・グループ (transition resource group)
FAQ	よくある質問 (frequently asked question)	VIE	変動持分事業体 (variable interest entity)
GAAP	一般に公正妥当と認められる会計原則 (generally accepted accounting principles)		